

ミャンマー新憲法—国軍の政治的関与 (2)

遠藤 聡

2008年5月29日、ミャンマー連邦(以下「ミャンマー」という)で、「2008年ミャンマー連邦共和国憲法」(以下「2008年憲法」という)が公布された。これは、5月10日に実施された国民投票で同憲法草案が承認されたことによる(一部地域では24日に実施)。同憲法は、2010年中に実施されることになっている連邦議会の総選挙の後、同議会の第1回会議が招集される日に発効する。1988年9月、国軍のクーデターにより、議会が解散され、「1974年ビルマ連邦社会主義共和国憲法」が停止されて以来20年余を経て、議会が設置され、憲法が施行されることになる。

2008年憲法は、連邦議会(二院制)の議席の25%を軍人議員が占めること、大統領の資格要件として軍事知識が求められていること、非常事態時に国軍最高司令官に対して全権が委任されることなど、国軍の政治的関与を保障している。とくに全連邦レベルの非常事態時には、国防治安評議会が実質的な権限を代行することが可能となる。同評議会は、大統領以下11名から構成されるが、国軍最高司令官のほか最低6名が国軍の関係者となることが想定される。憲法改正には、連邦議会の議員総数の75%超の賛成を必要とすることから、国軍の実質的統治が続く限り、同憲法における前記の規定の改正は困難であるといえる。

本誌前号(241号)において、2008年憲法の解説、並びに前文、第1章、第2章及び第3章の全訳を掲載した。^(注1)2008年憲法の制定過程、憲法条文の全体的な解説については前号を参照されたい。本号においては、2008年憲法の残りの第4章から第15章までの抄訳を掲載する。

なお、2008年憲法の翻訳は、ミャンマー連邦情報省刊行の英文テキスト(2008年9月^(注2)刊行)に依拠し、オセアナ(Oceana)社版の英文テキス

^(注3)ト(2009年2月掲載)を随時参照した。

注

* インターネット情報はすべて2009年11月30日現在である。

(1) 遠藤聡「ミャンマー新憲法—国軍の政治的関与(1)」『外国の立法』No.241, 2009.9, pp.171-197. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/241/024108.pdf>>

(2) *Constitution of the Republic of the Union of Myanmar 2008*, Ministry of Information, Union of Myanmar, 2008.9. 以下のサイトからPDFファイルを取得できる。Online Burma/Myanmar Libraryサイト<http://www.burmalibrary.org/docs5/Myanmar_Constitution-2008-en.pdf>

(3) Prof. Dr. Dr. h.c. Rudiger Wolfrum, Director Dr. Rainer Grote, LL. M., Senior Research Fellow, Max Planck Institute for Comparative Public Law and International Law, Heidelberg General Editors, Gisbert H. Flanz Editor Emeritus, “The Constitution of the Republic of the Union of Myanmar,” *Constitutions of the Countries of the World*, New York: Oceana, 2009.

(えんどう さとし・前海外立法情報課非常勤調査員)

(本稿は筆者が在職中に執筆したものである。)

訂正

第241号(2009.9)掲載の「ミャンマー新憲法—国軍の政治的関与(1)」の記述について、以下のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

178ページ右段21行目

「大統領が連邦議会に提出し」→「大統領が管区議会又は州議会に提出し」

ミャンマー連邦共和国憲法（抄訳・後編）

（2008年制定）

遠藤 聡訳

【目次】

前文

第1章 連邦の基本原則

第2章 国家の構成

第3章 国家元首（以上241号）

第4章 立法機関（以下本号）

第5章 行政

第6章 司法

第7章 国軍

第8章 市民並びに市民の基本的権利及び義務

第9章 選挙

第10章 政党

第11章 非常事態に関する規定

第12章 憲法改正

第13章 国旗、国章、国歌及び首都

第14章 移行規定

第15章 一般規定

* 本号では、第4章から第15章の抄訳を掲載する。前文、第1章、第2章及び第3章の全訳については、241号に掲載した。

第4章 立法機関

連邦議会 (Pyidaungsu Hluttaw)

連邦議会の構成

第74条 連邦議会は、次の2つの院から構成される。

- (a) 第109条の規定に従い、郡及び人口に基づいて選出される議員並びに国軍最高司令官によって指名される軍人議員から構成される人民院 (Pyithu Hluttaw)
- (b) 第141条の規定に従い、管区又は州から

同数選出される議員並びに国軍最高司令官によって指名される軍人議員から構成される民族院 (Amyotha Hluttaw)

各議会の長及びその代理者

第75条 当該議会のそれぞれの任期中における第1回会期の開会の日、議会議員による職務の確認のために、並びに議会の議長及び副議長を選出するために開催される議会の会議を指揮し監督する者は、議事主宰者と呼ばれ、連邦議会の長及びその代理者は、議長及び副議長と呼ばれ、人民院、民族院、管区議会又は州議会の長及びその代理者は、議長及び副議長と呼ばれる。

連邦議会の議長及び副議長による任務の遂行

第76条

- (a) 民族院の議長及び副議長は、人民院の任期の開始の日から30か月後の月の終わりまで、連邦議会の議長及び副議長の職に就き、人民院の議長及び副議長は、任期の残りの期間、連邦議会の議長及び副議長の職に就く。
- (b) 連邦議会の議長が議長の任務を遂行できなくなった場合、副議長は、一時的に議長の任務を遂行する。

連邦議会の議長の職務

第77条 連邦議会の議長は、次の職務を行う。

- (a) 連邦議会の会議を監督すること。
- (b) 大統領が連邦議会に対して演説を行うとの要望を通告した場合、大統領を招請すること。
- (c) 必要な場合に、憲法の下で組織された

連邦レベルの機関、又はいずれかの機関を代表する者を連邦議会の会議に出席させるために招請し、進行中の議論に関する事項に対する説明を求める権利を有すること。

(d) 憲法その他法律によって規定されたその他の任務及び権限を遂行すること。

連邦議会の会議の招集

第78条 連邦議会の第1回常会は、人民院の第1回会期の開始の日から15日以内に開催されなければならない。連邦議会の議長が連邦議会を招集する。

第79条 連邦議会の議長は、少なくとも1年に1回、常会を招集する。2つの常会の間隔は、最大で12か月を超えてはならない。

第80条 連邦議会の会議において、次の事項を行うものとする。

- (a) 大統領が行う演説を記録すること。
- (b) 大統領が送付する声明文及び議長が許可するその他の声明文を読み上げ、記録すること。
- (c) 法案を提出し、審議し、表決すること。
- (d) 連邦議会が可決した法案に関わる大統領の所見を審議し、表決すること。
- (e) 憲法の規定に従い連邦議会が引き受けた事項を審議し、表決すること。
- (f) 連邦議会に提出された報告書を審議し、表決し、記録すること。
- (g) 提案を提出し、審議し、表決すること。
- (h) 質問を提出し、回答すること。
- (i) 連邦議会の議長が承認した事項を引き受けること。

第81条 連邦議会の決議、同意及び可決が必要な事項は、次のように審議され表決される。

- (a) 連邦議会が開会中である場合は、当該会期
- (b) 連邦議会が開会中でない場合は、次の連邦議会の会期

第82条 連邦議会の議長は、必要な場合に、特別会又は緊急集会を招集することができる。

第83条 大統領からの招集の通知があった場合、連邦議会の議長は、可能な限りすみやかに、特別会又は緊急集会を招集しなければならない。

第84条 連邦議会の議員総数の少なくとも4分の1の要求があった場合、連邦議会の議長は、可能な限りすみやかに、特別会を招集しなければならない。

第85条

(a) 連邦議会の会議の開始の日は、会議に出席する権利を有する議員総数の過半数の出席があった場合、成立する。不成立となった場合は、当該会議は延期される。

(b) 第(a)項に従い不成立となったために延期された会議は、延長された有効な会議と同様に、議員の少なくとも3分の1の出席があった場合、成立する。

第86条

(a) 憲法に別の定めがある場合を除き、連邦議会において表決される事項は、出席し投票した連邦議会の議員の過半数によって決定されなければならない。

(b) 連邦議会の議長又は議長の代理を務める副議長は、第1回の表決においては投票しないが、投票が同数であった場合に決裁権を有し、行使する。

第87条 連邦議会の議長の許可を得ないで、連邦議会の議員が少なくとも継続して15日間、連邦議会の会議を欠席した場合、議長は、規定された手続に従い、当該議員に対する措置を講じるように当該院に通知する。この15日間の算出にあたっては、会議が休会となった期間は算入されない。

第88条 議席に欠員がある場合においても、連邦議会は、その職務を遂行する権利を有す

る。更に、出席若しくは投票し又は当該手続に参加する権利を有しない者の行為が事後に発覚した場合においても、連邦議会の決議及び議事録は無効とはならない。

第89条 連邦議会の議事録及び記録は、公開されなければならない。法律又は連邦議会の決議で禁止された議事録及び記録は、公開されない。

第90条 憲法の下で組織された連邦レベルの機関のいずれかを代表する機関の構成員は、議長の許可により連邦議会に出席し、それぞれの機関に関連する法案及びその他の事項について説明し、意見を述べ、議論する権利を有する。

第91条 憲法の下で組織された連邦レベルの機関は、それぞれの機関に関連して一般概況を提出できるが、それは、議長の許可を得た上で連邦議会に提出されるべきものとする。

第92条

(a) 連邦議会の議員は、憲法の規定及び連邦議会に関する法律の規定に従い、連邦議会及び連邦議会の合同委員会において、発言の自由及び投票の権利を有する。連邦議会及び合同委員会における提案、議論及び行動に関して、法律の規定による場合を除き、連邦議会の議員に対する訴訟は提起されない。

(b) 憲法の規定及び連邦議会に関する法律の規定に従い、憲法の下で組織された連邦レベルの機関の構成員、又はいずれかの機関を代表する者で、連邦議会の会議に出席するために招請された者は、発言の自由の権利を有する。法律の規定による場合を除き、その他の法律によって上記の構成員又は代表者の連邦議会における提案及び発言に対する訴訟は提起されない。

(c) 第(a)項及び第(b)項に掲げる者が上記の特権の行使を妨害された場合、妨害した

者は、連邦議会の規定、内規及び議事手続、又は現行の法律に従い処分される。

第93条 連邦議会の会議に出席する連邦議会の議員又は連邦議会の議長の許可若しくは招請により連邦議会の会議に出席する者を逮捕する必要がある場合には、信頼に足る証拠が連邦議会の議長に提出されなければならない。当該者は、連邦議会の議長の事前の許可がなければ逮捕されない。

第94条 連邦議会により又は連邦議会の権限の下に公開された報告書、文書及び議会記録に対する訴訟は、これを提起することができない。

立法

第95条

- (a) 人民院又は民族院に提出された法案が両院で可決された場合、当該法案は、連邦議会において可決されたものとみなされる。
- (b) 人民院と民族院との間で法案に関する意見の相違があった場合、その法案は、連邦議会において審議され、表決される。

第96条 連邦議会は、別表1の連邦の立法リスト^(注1)で規定する事項に関連する連邦の全域又はいずれかの地域に対する法律を制定する権利を有する。

第97条

- (a) 連邦議会が法律を制定する場合に、連邦議会は、以下を行うことができる。
 - (i) 憲法の下で組織されたいずれかの連邦レベルの機関に対し、その法律に関わる規則、規定及び内規を発令すること。
 - (ii) 各機関又は管轄当局に対し、通知、命令、指令及び議事手続を発令すること。
- (b) 法律によって与えられた権限の下で公布された規則、規定、通知、命令、指令及

び議事手続は、憲法及び関連法の規定に従わなければならない。

- (c) 人民院及び民族院の両院がいずれかの規則、規定又は内規を破棄するか、又は改正することを決定した場合、当該規則、規定又は内規は、連邦議会によって破棄されたか又は改正されたものとみなされる。
- (d) 人民院と民族院との間で、規則、規定又は内規の破棄又は改正に関する意見の相違があった場合、連邦議会において審議され、表決される。
- (e) 第(c)項又は第(d)項に従い、いずれかの規則、規定又は内規を破棄又は改正する決議を可決する場合、当該決議が、これまでのいかなる関連する規則、規定又は内規の下における法的措置の有効性を棄損することもしないものとしなければならない。

その他の事項に関する立法

第98条 連邦、管区又は州、及び自己管理管区指導機関又は自己管理区域指導機関のそれぞれ立法リストに列挙されていないその他の事項に関する立法権は、連邦議会に付与される。

連邦領に関する立法

第99条 管区議会若しくは州議会又は自己管理管区指導機関若しくは自己管理区域指導機関に付与された立法権に対する事項に関連する連邦領に対する立法措置の必要が生じた場合、連邦議会は、必要な法律を制定する。

法案の提出

第100条

- (a) 憲法の下で組織された連邦レベルの機関は、規定の手続に従い、連邦議会に対する連邦立法リストに含まれる事項の中で自らが管理する事項に係る法案を提出す

る権利を有する。

- (b) 連邦政府によって独占的に提出されるべき国家計画、年間予算及び租税に関する法案は、規定の手続に従い、連邦議会において審議され、表決される。

第101条 連邦議会において独占的に審議され、表決されるものとして憲法で規定された法案の場合を除き、憲法の下で組織された連邦レベルの機関によって連邦議会に提出された法案は、規定の手続に従い、人民院又は民族院のいずれかの院において手続を開始し、審議を行うことができる。

第102条 連邦議会において独占的に審議され、表決されるべき法案のうち、連邦議会において審議される前に審査を行う必要がある場合に、当該法案は、人民院法案委員会及び民族院法案委員会によって合同で審査され、その法案とともに合同委員会の審査結果及び所見が、規定の手続に従い、連邦議会の会議に提出されるものとする。

連邦予算法案の提出

第103条

- (a) 大統領又は大統領が任命した者は、連邦政府に代わり、連邦予算法案を連邦議会に提出するものとする。
- (b) 連邦予算法案に含まれる次の事項は、拒否又は削減されることなく、連邦議会において審議されなくてはならない。
 - (i) 憲法の下で組織された連邦レベルの機関の長及び構成員の給与及び手当、並びに当該機関の支出
 - (ii) 連邦が負うべき負債、負債に関する費用及び連邦が借り受けた貸付金に関する費用
 - (iii) 裁判所又は法廷の判決、指令又は命令を履行するために必要とされる支出
 - (iv) 現行法又は国際条約によって請求さ

れるその他の支出

- (c) 第(b)項で規定された支出を除き、その他の支出の承認、拒否及び削減は、連邦議会において過半数の同意によって可決されなければならない。
- (d) 連邦政府は、連邦議会が制定した連邦予算法に従い、必要とされる職務を遂行する。
- (e) 関連する会計年度に関して、連邦議会が制定した連邦予算法における歳入予算及び許可された支出を承認し、更に歳入を見積もり、支出を承認する必要がある場合、補正予算法が上記の手續に従い制定される。
- (f) 連邦政府は、連邦議会が制定した補正予算法に従い、必要とされる職務を遂行する。

大統領令

第104条 大統領令を公布した後、大統領がその大統領令を連邦議会に提出し、その承認を求めた場合、連邦議会は、以下を行うものとする。

- (a) 大統領令を承認するか否かを表決すること。
- (b) 大統領令が承認された場合は、その効力が存続すべき期間を決定すること。
- (c) 大統領令が承認されなかった場合は、承認されなかった日から施行を停止させること。

法律の公布

第105条

- (a) 大統領は、連邦議会が承認した法案又は承認したとみなされる法案を受理後14日以内に署名し、法案を法律として公布しなければならない。
- (b) 大統領は、規定の期間内に、自身の所見とともに法案を連邦議会に差し戻すこと

ができる。

- (c) 大統領が規定の期間内に自身の署名及び所見とともに法案を連邦議会に差し戻さない場合、又は期間終了の日に、公布のための署名を行わない場合、法案は、大統領が署名したのものとして法律となる。

第106条

- (a) 大統領が規定の期限内に自身の所見とともに法案を連邦議会に差し戻した場合、連邦議会は、大統領の所見を審議した後、大統領の所見を受け入れ、法案を改正するための表決を行うか、又は大統領の所見を受け入れずに、法案を承認するかの表決を行うことができる。
- (b) 大統領の所見に従って改正された法案又は大統領の所見を受け入れずに承認された法案は、連邦議会の決議によって大統領に差し戻され、大統領は、差し戻された法案を受理後7日以内に署名し、法律として公布しなければならない。
- (c) 連邦議会によって差し戻された法案が規定の期間内に大統領によって署名されない場合、法案は、規定の期間の終了の日に、大統領が署名したのものとして法律となる。

第107条

大統領が署名した法律又は大統領が署名したとみなされた法律は、官報に掲載されることにより公布されなければならない。反対意見が表明される場合を除き、法律は、公布された日より施行される。

第108条

- 連邦議会は、
- (a) 大統領が提出した国際条約、地域条約又は二国間条約若しくは協定の批准、破棄及び取消しに関する事項について決議を可決しなければならず、
 - (b) 連邦議会の承認なしに、あらゆる国際条約、地域条約又は二国間条約若しくは協定を締結、破棄、又は取り消す権限を大統領に付与することができる。

人民院 (Pyithu Hluttaw)

人民院の構成

第109条 人民院は、次のように、最大定数440名の人民院議員により構成される。

- (a) 郡及び人口に基づいて、又は郡が330名を超える場合は新設の郡を近接する適切な郡と結合させて、法律に従い規定された有権者によって選出される330名を超えない人民院議員
- (b) 法律に従い、国軍最高司令官によって指名された国軍の軍人である110名を超えない人民院議員

人民院の議事主宰者の選出

第110条

- (a) 当該任期における人民院の第1回会期の開始の日に、1名の人民院議員が議事主宰者に選出される。
- (b) 議事主宰者は、人民院において、宣誓を行う。
- (c) 議事主宰者は、人民院の議長及び副議長の選出が完了するまで、人民院の会議を監督する。

人民院の議長及び副議長の選出

第111条

- (a)(i) 人民院議員は、人民院議員の中から1名の議長及び1名の副議長を選出する。
- (ii) 議長又は副議長の職が空席になった場合、次の人民院の会議において補充が行われる。
- (iii) 議長が自身の職務を遂行することができなくなった場合、副議長は、議長の職務を一時的に遂行する。
- (b) 人民院の議長及び副議長を選出するための手続に関する法律が制定される。

人民院の議長の職務

第112条 人民院の議長は、以下を行う。

- (a) 人民院の会議を監督すること。
- (b) 大統領が人民院に対して演説を行うとの要望を通告した場合、大統領を招請すること。
- (c) 必要な場合に、憲法の下で組織された連邦レベルの機関の構成員、又はいずれかの機関を代表する者を人民院に出席させるために招請し、人民院の会議で進行中の議論に関する事項に対する説明を求める権利を有すること。
- (d) 憲法又はいずれかの法律によって規定されたその他の任務を遂行し、権限を行使すること。

人民院の議長及び副議長の任務の遂行及びその期間

第113条

- (a) 人民院の議長及び副議長は、人民院の次期会期の最初の会議までその職務を遂行する。
- (b) 議長又は副議長が辞職し若しくは人民院議員の職を停止される場合、人民院議員としての職を継続する権利を失うか、人民院により議長又は副議長を解任され又は死亡した場合には、議長又は副議長は、その職を停止される。

第114条 人民院の議長及び副議長の任務、権限及び権利は、法律が定める。

人民院の委員会、調査会及び会議体の設置

第115条

- (a) 人民院は、人民院議員から構成される法案委員会、会計委員会、院権利委員会、並びに政府保証、誓約及び検査引受委員会を設置する。
- (b) 防衛及び安全保障事項又は軍事事項を

調査し提案する必要がある場合、人民院は、限られた期間において、国軍の軍人である人民院議員から構成される国防治安委員会を設置する。国防治安委員会は、必要であれば、業務の量に合わせて、国軍の軍人ではない適格な人民院議員を含めて設置することができる。

(c) 立法、行政、民族問題、経済、財政、社会及び外交問題に加えて、その他の事項について調査し提案する必要がある場合、限られた期間において、人民院議員から構成される人民院の委員会が設置される。

(d) 人民院は、委員会の委員の数、任務、権限、権利及び任期を決定する。

第116条 民族院との調整が必要な特定の事項が生じた場合、人民院は、人民院及び民族院から同数の議員で構成される合同委員会を設置するために、所属する議員を選出し、任命する。合同委員会の任期は、関係する院に報告を提出したときまでとする。

第117条 第115条第(a)項及び第(b)項で規定される委員会によって実行される事項とは別に、人民院及び民族院の両院が調査する特定の事項がある場合に、両院の議長は、両者の間で調整し、人民院及び民族院から同数の議員で構成される合同委員会を設置する。人民院は、当該委員会に所属する人民院議員を選出し、任命する。合同委員会の任期は、関係する院に報告を提出したときまでとする。

第118条

(a) 人民院の委員会で調査された以外の残りの事項を調査する必要がある場合、人民院は、人民院議員のみで構成されるか又は適当な市民を含む調査会及び会議体を設置することができる。

(b) 上記の調査会及び会議体の設置に関して、人民院は、当該調査会及び会議体の委員の数、任務、権限、権利及び任期を決定

する。

人民院の任期

第119条 人民院の任期は、人民院の第1回会議の日から5年とする。

人民院議員の資格

第120条 次に掲げる資格を満たす者は、人民院議員として選出される権利を与えられる。

- (a) 満25歳に達している者
- (b) 市民である両親から出生した市民
- (c) 人民院の議員として選出されるときまでに、少なくとも10年間継続してミャンマー連邦内に居住している者。ただし、連邦の許可を得て外国に滞在した公式の期間は、連邦内の居住期間に算入する。
- (d) 選挙法によって規定された資格を有している者

人民院議員の欠格条項

第121条 次に掲げる者は、人民院議員として選出される権利を付与されない。

- (a) 犯罪をおかし裁判所から有罪判決を下され、服役中である者
- (b) 憲法が施行される前後にかかわらず、人民院議員に対する欠格条項に関する罪を犯し、当該罪の有罪判決を下されたために人民院議員として選出される権利を有せず、当局によって定められたその者の欠格期間が終了していない者
- (c) 関連する法律によって、精神異常であると宣告された者
- (d) 関連する裁判所によって、破産者であると宣告された者
- (e) 外国政府に対して忠誠を尽くす義務があるか、若しくは外国政府の影響下にある者、又は外国の市民
- (f) 外国政府の影響下にある者又は外国の

市民としての権利及び特権を享受する資格を与えられている者

- (g) 外国の政府、宗教団体又はその他の機関から金銭、土地、家屋、建物、車両、財産等の支援を、直接又は間接に取得し利用している本人又は組織の一員
- (h) 政治的目的のために宗教に基づき投票すること又は投票しないことについて扇動し、演説し、談話を発表し又は声明を発表する行動を幫助した本人又は組織の一員
- (i) 聖職者の地位にある者
- (j) 公務員。ただし、この文言は、議会及び憲法の下で組織された機関において選出され任命された国軍の軍人を含む公務員には適用されない。
- (k) 国有の金銭、土地、家屋、建物、車両、財産等を、直接又は間接に取得し利用している本人又は組織の一員。ただし、次を条件とする。
 - (i) 「国有の金銭」の文言は、連邦の利益のために提供される業務に対して連邦によって公式に供与された恩給、手当及び金銭、又は給与としての報酬及び金銭を含まないこと。
 - (ii) 「国有の土地、家屋、建物、車両及び財産」の文言は、現行の法律の下で使用すること若しくは任務に必要であることを連邦に認められたか、又は支払いに関して連邦から賃貸された国有の土地、家屋、建物及び共同住宅、その他の建物及び共同住宅、国有の航空機、列車、車両、自動車並びに財産その他を含まないこと。
- (l) 憲法が施行される前後にかかわらず、当局によって特定された期間が延長されていない間に、選挙法に関する違法行為を犯したか、又は選挙法の下で有罪判決を受けた人民院議員に対する欠格条項に関する不

作為を行ったために、人民院議員に選出される権利を有していない者

国軍の軍人である人民院議員の資格

第122条 法律に従い国軍の軍人である人民院議員として国軍最高司令官に指名された国軍の軍人は、人民院議員に対して規定した資格を有していなければならない。

人民院の会議の開催

第123条 人民院の最初の常会は、総選挙の開始の日から90日以内に開催される。

第124条

- (a) 人民院の最初の常会は、憲法が施行された後、国家平和発展評議会によって開催される。
- (b) 人民院の次の任期における最初の常会は、憲法の規定に従い、自身の任務を継続して遂行する人民院の議長によって開催される。

第125条

- (a) 人民院議員は、人民院の最初の常会において、人民院の議事主宰者^(注2)の前で、別表4に規定する宣誓を行う。
- (b) 宣誓を行わなかった人民院議員は、初めて出席する人民院の会議において、人民院の議長に対して、同様の宣誓を行う。

第126条 人民院の議長は、少なくとも1年に1回、常会を招集する。常会の間の間隔は、最大で12か月を超えてはならない。

第127条 人民院の会議において、次の職務が遂行される。

- (a) 大統領が行う演説を記録すること。
- (b) 大統領が送付する声明文及び議長が許可するその他の声明文を読み上げ、記録すること。
- (c) 法案を提出し、審議し、表決すること。
- (d) 憲法の規定に従い人民院が引き受けた

事項を審議し、表決すること。

- (e) 人民院に提出された報告書を審議し、表決し、記録すること。
- (f) 提案を提出し、審議し、表決すること。
- (g) 質問を提出し、回答すること。
- (h) 人民院の議長が承認した事項を引き受けること。

第128条

- (a) 人民院の会議の開始の日は、会議に出席する権利を有する議員総数の過半数の出席があった場合、成立する。不成立となった場合、当該会議は延期される。
- (b) 第(a)項に従い不成立となったために延期となった会議は、延長された有効な会議と同様に、議員の少なくとも3分の1の出席があった場合、成立する。

第129条

- (a) 憲法に別の定めがある場合を除き、人民院において表決の必要な事項は、出席し投票した人民院の議員の過半数によって決定されなければならない。
- (b) 人民院において、人民院の議長又は議長の代理を務める副議長は、人民院の会議で第1回の表決においては投票しないが、投票が同数であった事項について決定投票を行う権利を有し、行使する。

第130条

- (a) 人民院の許可を得ないで、人民院の議員が少なくとも継続して15日間、人民院の会議を欠席した場合、人民院は、当該議員の議席が空席であることを宣言することができる。この15日間の算出にあたっては、会議が休会となった期間は算入されない。
- (b) 連邦議会の議長が、人民院の議員が許可を得ないで継続して15日間、人民院の会議を欠席したことを人民院に通知した場合、人民院は、規定された手続に従い、当該議員に対する処分を講じる。

第131条 議席が空席である場合においても、人民院は、その職務を遂行する権利を有する。更に、出席若しくは投票し又は当該手続に参加する権利を有しない者の行為が事後に発覚した場合においても、人民院の決議及び議事録は無効とはならない。

第132条 人民院の議事録及び記録は、公開されなければならない。法律又は人民院の決議で禁止された議事録及び記録は、公開されない。

第133条

- (a) 憲法の規定及び人民院に関する法律の規定に従い、人民院の議員は、人民院及び人民院の委員会において、発言の自由及び投票の権利を有する。人民院及び人民院の委員会における議論、提案及び行動に関して、法律の規定による場合を除き、人民院の議員に対する訴訟は提起されない。
- (b) 憲法の規定及び人民院に関する法律の規定に従い、憲法の下で組織された連邦レベルの機関の構成員、又はいずれかの機関を代表する者で、人民院の会議に出席することを許可された者又は出席するために招請された者は、人民院及び人民院の委員会において発言の自由の権利を有する。法律の規定による場合を除き、その他の法律によって上記の構成員又は代表者の人民院及び人民院の委員会における提案及び発言に対する訴訟は提起されない。
- (c) 第(a)項及び第(b)項で掲げた者が上記の特権の行使を妨害された場合、妨害した者は、人民院の規定、内規及び手続、又は現行の法律に従い処分される。

第134条

- (a) 人民院の会議に出席する人民院の議員又は人民院の議長の許可若しくは招請により人民院の会議に出席する者を逮捕する必要がある場合には、信頼に足る証拠が人民

院の議長に提出されなければならない。当該者は、人民院の議長の事前の許可がなければ逮捕されない。

- (b) 人民院により設置された委員会の会議又は調査会若しくは会議体の会議に出席する人民院の委員会又は調査会若しくは会議体の構成員を逮捕する必要がある場合には、信頼に足る証拠が、関係する委員会又は調査会若しくは会議体の長を通して人民院の議長に提出されなければならない。当該者は、人民院の議長の事前の許可がなければ逮捕されない。
- (c) 人民院の議員が逮捕された場合、人民院、又は人民院によって設置された人民院の委員会又は調査会若しくは会議体は閉会し、当該逮捕を支持する信頼に足る証拠が可能な限りすみやかに人民院の議長に提出されなければならない。

第135条 人民院により又は人民院の権限の下に公開された報告書、文書及び議会記録に対する訴訟は、これを提起することができない。

法案の提出

第136条 憲法で規定された事項を除き、別表1の連邦の立法リストで列挙されている連邦議会によって独占的に提出され可決される法案とは別の事項に関する法案は、規定された手続に従い、人民院に通告されなければならない。

第137条

- (a) 連邦議会によって制定された法律に従い、規則、規定又は内規を公布した後、関係する会議体は、人民院の議長が許可した取決めにより、人民院の次の常会において、その規則、規定又は内規を配布し提出しなければならない。
- (b) 規則、規定又は内規が関連法の規定に一致しないとみなされた場合、人民院議員

は、その規則、規定又は内規が提出され配布された日から90日以内に人民院に対してその規則、規定又は内規を破棄するか、又は改正するかの提案をすることができる。

- (c) 人民院と民族院との間で、規則、規定又は内規の破棄又は改正に関して意見の相違があった場合、その規則、規定又は内規は、連邦議会に提出されなければならない。

第138条

- (a) 憲法の下で組織された連邦レベルの機関によって提出された法案が連邦議会の規定された手続に従って送付された場合、当該法案は、人民院に通告されたものとみなされ、人民院において審議され、表決される。
- (b) 憲法で規定された事項を除き、連邦の立法リストで列挙されている連邦議会によって独占的に提出され可決される法案とは別の事項に関する法案は、規定された手続に従い、人民院において審議され、表決される。
- (c) 人民院で可決された法案は、継続して審議し表決するために民族院に送付される。

第139条

- (a) 民族院によって送付された法案を受理した後、人民院は、同意するか若しくは同意しないか又は民族院の決議に従った修正に同意するかについて表決する。当該法案は、人民院の決議とともに民族院に差し戻される。
- (b) 人民院が民族院から修正された法案を受理したとき、民族院の修正を承認した場合、当該法案は、連邦議会の議長に送付される。
- (c) 人民院と民族院との間で、民族院に送付した法案に関する意見の相違があった場合、人民院は、連邦議会の決議を受け入れ

なければならない。

第140条 憲法の下で組織されたいずれかの連邦レベルの機関を代表する機関の構成員は、次のことを行う権利を有する。

- (a) 人民院の議長の許可を得て、人民院の会議に出席した際に、自身の機関に関する法案又は事項について説明し、議論し、討論する。
- (b) 関係する委員会、調査会又は会議体の長の許可を得て、委員会、調査会又は会議体の会議に出席した際に、自身の機関に関する法案又は事項について説明し、議論し、討論する。

民族院 (Amyotha Hluttaw)

民族院の構成

第141条 民族院は、次のように、最大定数224名の民族院議員により構成される。

- (a) 各自己管理管区又は各自己管理区域からの1名の議員を含み、関連の連邦領を含む各管区又は各州から、それぞれ同数の12名が選出される168名の民族院議員
- (b) 法律に従い国軍最高司令官が指名する国軍の軍人であり、関連の連邦領を含む各管区又は各州からのそれぞれ4名の議員からなる56名の民族院議員
- (c) 第(a)項及び第(b)項で述べた民族院議員の構成において、関連の連邦領とは、民族院議員の選出を目的として、憲法の下で規定された、又は連邦議会の法律で規定された、州若しくは管区、又は管区若しくは州に含まれる連邦領を意味する。^(注3)

民族院の議事主宰者の選出

第142条 民族院の議事主宰者の選出は、第110条における人民院の議事主宰者の選出に関する規定に従って行われる。

民族院の議長及び副議長の選出

第143条 民族院の議長及び副議長の選出は、第111条における人民院の議長及び副議長の選出に関する規定に従って行われる。

民族院の議長の任務

第144条 民族院の議長の任務は、第112条における人民院の議長の任務に関する規定に従う。

民族院の議長及び副議長の任務の遂行及びその期間

第145条 民族院の議長及び副議長の任務の遂行及びその期間は、第113条における人民院の議長及び副議長の任務の遂行及びその期間に関する規定に従う。

第146条 民族院の議長及び副議長の任務、権限及び権利は、法律が定める。

民族院の委員会、調査会及び会議体の設置

第147条

- (a) 民族院は、民族院議員から構成される法案委員会、会計委員会、院権利委員会、並びに政府保証、誓約及び検査引受委員会を設置する。
- (b) 防衛及び安全保障事項又は軍事事項を調査し提案する必要がある場合、民族院は、限られた期間において、国軍の軍人である民族院議員から構成される国防治安委員会を設置する。国防治安委員会は、必要であれば、業務の量に合わせて、国軍の軍人ではない適格な民族院議員を含めて設置することができる。
- (c) 立法、行政、民族問題、経済、財政、社会及び外交問題に加えて、その他の事項について調査し提案する必要がある場合、限られた期間において、民族院議員から構成される民族院の委員会が設置される。

(d) 民族院は、委員会の委員の数、任務、権限、権利及び任期を決定する。

第148条 人民院との調整が必要な特定の事項が生じた場合、民族院は、民族院及び人民院から同数の議員で構成される合同委員会を設置するために、所属する議員を選出し、任命する。合同委員会の任期は、関係する院に報告を提出したときまでとする。

第149条 第147条第(a)項及び第(b)項で規定される委員会によって実行される事項とは別に、民族院及び人民院の両院が調査する特定の事項がある場合に、両院の議長は、両者の間で調整し、民族院及び人民院から同数の議員で構成される合同委員会を設置する。民族院は、当該委員会に所属する民族院議員を選出し、任命する。合同委員会の任期は、関係する院に報告を提出したときまでとする。

第150条 民族院の調査会及び民族院の会議体の設置は、第118条における人民院の調査会及び会議体の設置に関する規定に従って行われる。

民族院の任期

第151条 民族院の任期は、人民院の任期と同じとする。民族院の任期は、人民院の任期の満了の日に終了する。

民族院議員の資格

第152条 民族院議員は、次の要件を満たすことを要する。

- (a) 満30歳に達している者
- (b) 年齢要件を除き、第120条に規定する人民院議員として選出される権利を付与される資格を有する者
- (c) その資格が、人民院議員として選挙に立候補する者の欠格条項を定める第121条の規定に違反しない者

国軍の軍人である民族院議員の資格

第153条 法律に従い国軍の軍人である民族院議員として国軍最高司令官により指名される国軍の軍人は、民族院議員に関して規定する資格を有していなければならない。

民族院の会議の開催

第154条

- (a) 民族院の任期の開始は、人民院の任期の開始の日とする。
- (b) 民族院の最初の常会は、民族院の任期の開始の日から7日以内に開催されなければならない。

第155条 民族院の会議は、第124条から第135条に定める人民院の会議の開催に関する規定に従い開催される。

法案の提出

第156条 憲法で規定された事項を除き、連邦の立法リストで列挙されている連邦議会によって独占的に提出され可決される法案とは別の事項に関する法案は、規定された手続に従い、民族院に通告されなければならない。

第157条

- (a) 連邦議会によって制定された法律に従い、規則、規定又は内規を公布した後、関係する会議体は、民族院の議長が許可した取決めにより、民族院の次の常会において、その規則、規定又は内規を配布し提出しなければならない。
- (b) 規則、規定又は内規が関連法の規定に一致しないとみなされた場合、民族院議員は、その規則、規定又は内規が提出され配布された日から90日以内に民族院に対してその規則、規定又は内規を破棄するか、又は改正するかの提案をすることができる。
- (c) 民族院と人民院との間で、規則、規定

又は内規の破棄又は改正に関して意見の相違があった場合、その規則、規定又は内規は、連邦議会に提出される。

第158条

- (a) 憲法の下で組織された連邦レベルの機関によって提出された法案が連邦議会の規定された手続に従って送付された場合、当該法案は、民族院に通告されたものとみなされ、民族院において審議され、表決される。
- (b) 憲法で規定された事項を除き、連邦の立法リストで列挙されている連邦議会によって独占的に提出され可決される法案とは別の事項に関する法案は、規定された手続に従い、民族院において審議され、表決される。
- (c) 民族院で可決された法案は、継続して審議し表決するために人民院に送付される。

第159条

- (a) 人民院によって送付された法案を受理した後、民族院は、同意するか若しくは同意しないか又は人民院の決議に従った修正を同意するのかについて表決する。当該法案は、民族院の決議とともに人民院に差し戻される。
- (b) 民族院が人民院から修正された法案を受理したとき、人民院の修正を承認した場合、当該法案は、連邦議会の議長に送付される。
- (c) 民族院と人民院との間で、人民院に送付した法案に関する意見の相違があった場合、民族院は、連邦議会の決議を受け入れなければならない。

第160条 憲法の下で組織されたいずれかの連邦レベルの機関を代表する機関の構成員は、次のことを行う権利を有する。

- (a) 民族院の議長の許可を得て、民族院の会議に出席した際に、自身の機関に關係する法案又は事項について説明し、議論し、

討論する。

- (b) 關係する委員会、調査会又は会議体の長の許可を得て、委員会、調査会又は会議体の会議に出席した際に、自身の機関に關係する法案又は事項について説明し、議論し、議論する。

管区議会又は州議会

管区議会又は州議会の構成

第161条 管区又は州の議会は、次に掲げる者により構成される。

- (a) 管区又は州の各郡からそれぞれ2名が選出される管区又は州の議会の議員
- (b) 各自の管区をすでに得ているか又は当該管区の中に自己管理地域をすでに得ている民族以外の少数民族において、連邦の人口の0.1%を超える人口を擁すると当局により確定されている少数民族からそれぞれ1名が選出される管区議会の議員
- (c) 各自の州をすでに得ているか又は当該州の中に自己管理地域をすでに得ている民族以外の少数民族において、連邦の人口の0.1%を超える人口を擁すると当局により確定されている少数民族からそれぞれ1名が選出される州議会の議員
- (d) 第(a)項及び第(b)項、又は第(a)項及び第(c)項の下で選出される議会の議員総数の3分の1と同数の、法律に従い国軍最高司令官が指名する国軍の軍人である管区又は州の議会の議員

管区議会又は州議会の任期

第168条 管区又は州の議会の任期は、人民院の任期と同じとする。管区又は州の議会の任期は、人民院の任期の満了の日に終了する。

管区議会又は州議会の議員の資格

第169条 管区又は州の議会の議員は、次の要件を満たすことを要する。

- (a) 第120条に基づき人民院議員として選出される権利を付与される資格を有する者
- (b) 人民院議員として選出される者の欠格条項を定める第121条の規定に従うこと。

国軍の軍人である管区又は州の議会の議員の資格

第170条 法律に従い国軍の軍人である管区又は州の議会の議員として国軍最高司令官により指名される国軍の軍人は、管区又は州の議会の議員に関して規定する資格を有していなければならない。

(第171条～第187条 略)

立法

第188条 管区又は州の議会は、^(注4)別表2の管区又は州の議会の立法リストで規定する事項に関連する管区又は州の全域又はいずれかの地域に対する法律を制定する権利を有する。

(第189条～第195条 略)

自己管理管区及び自己管理区域の指導機関

第196条 各自の管区又は区域のため^(注5)に別表3に記載する事項に関する立法権は、自己管理管区又は自己管理区域の指導機関に対して割り当てられる。

人民院、民族院、及び管区又は州の議会の議員の任務及び権限

第197条 人民院、民族院、及び管区又は州の議会の議員の任務及び権限は、法律が定める。

(第198条 略)

第5章 行政

連邦政府

第199条

- (a) 連邦の行政権は、連邦、管区及び州の間で分配される。
- (b) 自己管理権は、憲法で規定されるものとして、自己管理地域の間で分配される。

連邦政府の構成

第200条 連邦政府は、次の者により構成される。

- (a) 大統領
- (b) 副大統領
- (c) 連邦大臣
- (d) 連邦検事総長

国防治安評議会の構成

第201条 憲法又は法律により付与された任務の遂行のため大統領が指揮する国防治安評議会は、次の者により構成される。

- (a) 大統領
- (b) 副大統領
- (c) 副大統領
- (d) 人民院の議長
- (e) 民族院の議長
- (f) 国軍最高司令官
- (g) 国軍副司令官
- (h) 国防大臣
- (i) 外務大臣
- (j) 内務大臣
- (k) 国境大臣

大統領の権限及び任務

第202条 大統領は、連邦議会の承認に基づき、次を行うことができる。

- (a) 必要に応じて連邦政府の省庁を設置す

ること及び省庁を改編し、増置すること。

- (b) 必要に応じて連邦大臣の数を割り当てること及びその数を増やすか又は減らすこと。

第203条 大統領は、連邦議会に対して責任を負う。副大統領は、大統領に対して責任を負い、大統領を通して連邦議会に対して責任を負う。

第204条 大統領は、次の権限を有する。

- (a) 恩赦を与える権限
 (b) 国防治安評議会の勧告に従い、大赦を与える権限

第205条 大統領は、法律に従い、次の権限を有する。

- (a) 名誉称号及び賞を授与する権限
 (b) 名誉称号及び賞の授与を取り消す権限

第206条 大統領は、連邦議会の承認に基づき、外国との外交関係を結び又はこれを断つことができる。ただし、迅速な対応が要求される場合は、大統領は、国防治安評議会との調整の後、外国との外交関係を結び又はこれを断つことができる。大統領は、当該処置を連邦議会に提出し、その承認を求めなければならない。

第207条 大統領は、法律に従い、次を行うことができる。

- (a) 国の外交官を任命し、召還すること。
 (b) 外国の外交官の任命を承認し、外交官の召還に関する通知を送付すること。
 (c) 外国の外交官が提出する信任状を承認すること。

第208条 大統領は、法律に従い、公務員機関の長を任命し、解任する。

第209条 大統領は、法律に従い、

- (a) 連邦議会の承認を必要とする国際条約、地域条約又は二国間条約を締結し、批准し、若しくは無効にし又はその条約を破棄し、
 (b) 連邦議会の承認を必要としない国際条

約、地域条約又は二国間条約を締結し、批准し、若しくは無効にし又はその条約を破棄することができる。

第210条 大統領は、連邦議会又は民族院の会議又は全国に対して、随時、連邦の政策及び全般的情勢に関する演説を行うか又は声明を発する権利を有する。

第211条 大統領は、必要な場合、連邦議会の緊急集会又は特別会を招集するよう連邦議会の議長に求めることができる。

第212条

(a) 連邦予算事項を除き、大統領は、連邦議会の会期と会期との間の期間に、迅速な対応を要求される行政上の事項に対する大統領令を発することができる。

(b) 大統領が第(a)項に基づき発した大統領令を破棄しなかった場合、大統領は、大統領令を発した日から60日以内に、連邦議会の次の会議において、当該大統領令を提出し、その承認を求める。連邦議会が開会中でない場合に、大統領は、当該大統領令の公布の日から60日以内に、連邦議会の特別会を招集し、その承認を求める。

(c) 大統領令は、連邦議会によって承認されなかった日から、その効力を停止する。

(d) 連邦議会が承認し大統領が発した大統領令は、所定の期間、効力を継続する。

(e) 大統領令が発せられた日から60日以内に、破棄された場合においても、当該大統領令は、連邦議会の次の会議に提出されなければならない。

(f) 大統領令が、憲法に従い連邦議会が表決する権利を有していない規定を含んでいる場合、当該規定は、その効力を停止される。

第213条 大統領は、

(a) 連邦に対する侵略が発生した場合、憲法に従い組織された国防治安評議会と連携し、適切な軍事行動をとる権利を有し、

(b) 連邦議会が開会中である場合、当該処置を連邦議会に提出し、その承認を求め、連邦議会が開会中でない場合は、当該事項を提出するために臨時会を招集し、その承認を求めるものとし、

(c) 連邦議会の同意がある場合に限り、戦争を宣言するか、又は講和することができる。

第214条 大統領は、憲法の規定に従い行動し、連邦議会が可決し制定された法律に署名をする。署名された法律は、官報によって公布されなければならない。

第215条 大統領は、任期中における権限及び職務の行使又は憲法若しくは法律に従う権限及び職務の行使において自身が行い若しくは行ったとされるいかなる処置についても、議会又は裁判所に報告を行う義務はない。ただし、憲法の下での大統領の弾劾に関する規定は、この限りではない。

連邦政府の行政権

第216条 憲法の規定に従い、連邦の行政権は、連邦議会が法律を制定する権限を有する行政上の事項に及ぶ。

第217条 憲法の規定に従い、連邦の行政権は、大統領に与えられる。この条のいかなる規定も、連邦議会が、職務及び権限を権威ある機関又は権威ある者に対して付与すること又は大統領の職務及び権限を現行の法律の下で当該行政機関又は行政担当者に委任したとみなすことを妨げてはならない。

第218条

(a) 連邦政府が行うすべての行政的措置は、大統領の名において行われるものとする。

(b) 大統領は、自身の裁量において行使するために憲法によって与えられた事項である場合を除き、当該事項の連邦政府の省庁への割り当て及びいずれかの法律の下での措

置に対する責任を負う者への割り当てにおいて、連邦政府によって行使される事項に関する必要な規則を公布する権利を有する。

(c) 大統領の名において遂行される命令及び文書は、大統領が公布する所定の規則の方法に従うものとする。更に、当該命令及び文書の有効性については、大統領が関与したものでないことを理由に、異議を唱えることができないものとする。

(d) 大統領は、この条の第(a)項、第(b)項及び第(c)項の規定にある一般性を侵害することなく、自身の任務を、地域的に、又は政府の省庁の職務に従い、割り当てる。

第219条 連邦政府は、連邦の安定、地域社会の平和及び安寧並びに法及び秩序を維持する。

第220条 連邦政府は、憲法の規定に従い、自らの政策を公表する。必要な計画は、この政策に従い立案され、連邦議会の承認を得て実行されなければならない。

第221条 連邦政府は、財政調査会と調整し、年間連邦予算に基づき連邦予算法案を起草し、憲法の規定に従い、同法案を連邦議会に提出し、その承認を求める。

第222条 連邦政府は、連邦議会が予算年度の終了前に連邦予算法案を公布することができない場合、連邦議会で直前に制定された予算法に含まれる一般歳出の限度内の支出を行う。

第223条 連邦政府は、憲法の規定に従い連邦議会によって法律として制定される事項に関して、法案を連邦議会に提出する。

第224条 連邦政府の大臣は、下部の政府省庁及び機関の職務を遂行する際に、憲法及び現行の法律の規定に従い、管理、指導、監督及び検査を行う。

第225条 管区政府、州政府並びに自己管理管区及び自己管理区域の指導機関の職務の遂行

において、連邦政府は、それらの機関に対して、効果的かつ最良の方法で、協力し、調整する。

第226条 連邦政府は、憲法上の紛争及び領域の再画定に関する紛争である場合を除き、次を行わなければならない。

- (a) 管区と州との間、管区間、州間、管区又は州と自己管理地域との間、及び自己管理地域間の行政に関する紛争を仲裁し、必要であれば解決すること。
- (b) 管区又は州と連邦領との間及び自己管理地域と連邦領との間の行政に関する紛争を仲裁し、必要であれば解決すること。

第227条 連邦政府は、

- (a) 必要に応じて、連邦に関係する公務員機関を組織することができる。組織する際に、その任務及び権限が規定されなければならない。
- (b) 必要な公務員を任命することができる。

第228条 連邦政府は、

- (a) 連邦議会が随時可決する行政上の決議を履行し、講じた措置を連邦議会に対して報告し、
- (b) 連邦議会に対して、連邦の全般的情勢に関する事項を随時提出する。

財政調査会の構成

第229条

- (a) 財政調査会は、次の者により構成される。
 - (i) 大統領 委員長
 - (ii) 2名の副大統領 2名の副委員長
 - (iii) 連邦検事総長 委員
 - (iv) 連邦会計検査院長 委員
 - (v) 管区及び州の首相 委員
 - (vi) ネーピードー評議会議長 委員
 - (vii) 連邦財務大臣 書記
- (b)(i) 財政調査会の構成において、何らか

の理由で欠員が生じた場合、大統領は、暫定委員として適当な者を任命できる。

- (ii) 大統領は、財政調査会の構成を公布する。更に、大統領又は大統領が指名する者は、財政調査会に関する必要な命令又は指令等を公布することができる。

財政調査会の任務及び機能

第230条

- (a) 連邦政府及び連邦レベルの機関の予算は、大統領が指名する副大統領によって検査される。連邦政府を含む連邦レベルの機関の概算予算は、財政調査会に提出される。
- (b) 管区又は州の予算は、大統領が指名する副大統領によって検査される。管区又は州の概算予算は、財政調査会に提出される。
- (c) 財政調査会は、次を行わなければならない。
 - (i) 連邦領支出、連邦基金から管区又は州への適切な補足融資、特別な事項への補助金の交付及び融資の許可を含む連邦予算に対する勧告を連邦議会に提出すること。
 - (ii) 取り組むべき財政上の事項を助言すること。
 - (iii) 実質的な財政制度の創出のための法律の公布を通して連邦議会によって与えられた任務を遂行すること。
- (d) 財政調査会は、連邦予算、管区又は州への連邦基金会計からの適切な基金の分配、特例としての引当て又は基金、及び連邦議会に付託される必要な融資の支払いを含む連邦予算法案を勧告とともに大統領に対して提出する。
- (e) 財政調査会は、必要であれば、財政の専門家に助言を求めることができる。

連邦基金に支払うべき税及び歳入

第231条

- (a) 連邦は、管区又は州によって徴収される別表5^(注6)に掲載する税及び歳入を除き、法律に従いその他のすべての税及び歳入を徴収し、連邦基金に繰り入れる。
- (b) 連邦領のために管区若しくは州によって徴収される指定の収益又は所得、並びに税及び歳入を徴収する必要がある場合、連邦は、法律に従い徴収し、連邦基金に繰り入れる。
- (c) 連邦は、法律に従い、連邦基金の支出を行う権利を有する。

連邦の大臣及び副大臣

連邦大臣の任命

第232条

- (a) 大統領は、次に掲げる資格を満たす者を連邦大臣に任命する。
 - (i) 満40歳に達している者
 - (ii) 年齢要件を除き、第120条に規定する人民院議員として選出される権利を付与される資格を有する者
 - (iii) その資格が人民院議員として選挙に立候補する者の欠格条項を定める第121条の規定に違反しない者
 - (iv) 連邦に忠誠を誓いかつ連邦の市民である者
- (b) 連邦の大臣を任命するために、大統領は、
 - (i) 議会の議員又は議会の議員でない者の中から、第(a)項で規定する資格を有する適当な者を選出し、
 - (ii) 国防省、内務省及び国境省に関しては、国軍最高司令官が指名する適格な国軍の軍人の名簿を受け取り、
 - (iii) 大統領に国防省、内務省及び国境省

以外の省庁の連邦大臣として国軍の軍人を任命する要望がある場合、国軍最高司令官と調整する。

- (c) 大統領は、自身が選出した者及び国軍最高司令官が指名した国軍の軍人の名簿をとりまとめ、連邦議会に提出し、その承認を求める。
- (d) 大統領が指名する連邦大臣となる者の任命は、当該者が連邦大臣の資格に合致しないことが明白に証明されない限り、連邦議会が拒否することはできない。
- (e) 大統領は、連邦大臣の任命に関して連邦議会の承認を得られなかった者を差し替えた新たな名前を載せた名簿を再提出する権利を有する。
- (f) 大統領は、連邦大臣として連邦議会が承認した者を任命する。大統領は、各連邦大臣に対して、責任を担う1つの省又は複数の省を指定する。
- (g) 大統領は、連邦大臣の任命について随時、連邦議会に対して通告することができる。
- (h) 連邦大臣は、大統領に対して責任を負う。
- (i) 連邦大臣が議会の議員である場合、当該者は、連邦大臣として任命された日に辞職したものとみなされる。
- (j)(i) 連邦大臣が公務員である場合、当該者は、連邦大臣に任命された日に、現行の公務員規則及び規定に従い、退職したものとみなされる。
 - (ii) 国防省、内務省及び国境省の連邦大臣として任命された国軍の軍人は、国軍から退役すること、又は辞職することを要求されない。
- (k) 連邦大臣が政党の党员である場合、連邦大臣として任命された日より在任期間の間、政党活動に参加してはならない。

連邦大臣の弾劾

第233条

- (a) いずれの連邦大臣も、次に掲げるいずれかの理由によって弾劾されることができる。
- (i) 大逆罪
 - (ii) この憲法のいずれかの規定に対する違反
 - (iii) 不正行為
 - (iv) この憲法で規定した連邦大臣の資格の欠格
 - (v) 法律で与えられた任務の非効率な履行
- (b) いずれかの連邦大臣に対する弾劾が要求された場合、第71条の大統領及び副大統領の弾劾に関する同様の規定が適用される。
- (c) 調査を実施した院が、問責を立証し、当該連邦大臣が職務を継続するに相応しくないと決議し、大統領に提出したとき、大統領は、弾劾された連邦大臣を解任する。
- (d) その院が問責を却下する決議をした場合、院の議長は、大統領に対して当該決議を報告する。

副大臣の任命

第234条

- (a) 大統領は、議会の議員又は議会の議員でない者の中から、次に掲げる資格を満たす者を、連邦大臣を補佐する副大臣として任命する。
- (i) 満35歳に達している者
 - (ii) 年齢要件を除き、第120条に規定する人民院議員として選出される権利を付与される資格を有する者
 - (iii) その資格が人民院議員として選挙に立候補する者の欠格条項を定める第121条の規定に違反しない者

- (iv) 連邦に忠誠を誓いかつ連邦の市民である者
- (b) 大統領は、国防省、内務省及び国境省の副大臣を任命するために、国軍最高司令官が指名する適当な国軍の軍人の名簿を受け取る。
- (c) 大統領に国防省、内務省及び国境省以外の省庁の副大臣として国軍の軍人を任命する要望がある場合、大統領は、国軍最高司令官と調整する。
- (d) 大統領は、各副大臣に対して、責任を担う1つの省又は複数の省を指定する。
- (e) 副大臣は、関係する連邦大臣に対して、及び関係する連邦大臣を通して大統領に対して責任を負う。
- (f) 副大臣が議員又は公務員若しくは国軍の軍人であるか、又は政党の党员である場合、第232条の第(i)項、第(j)項及び第(k)項の規定が適用される。

連邦大臣並びに副大臣の任期、辞職、任務の終了及び欠員の補充

第235条

- (a) 連邦大臣及び副大臣の任期は、大統領の任期と同じとする。
- (b) 連邦大臣及び副大臣は、大統領に対して書面による辞職届を提出した後、自身の任期の満了の前に、一定の理由による自らの意思により辞任することができる。
- (c) 大統領は、
- (i) 効率的に自身の任務を履行できない大臣又は副大臣に対して辞任するよう命じることができる。その者が従わない場合、その任務を解く。
 - (ii) 連邦大臣又は副大臣である国軍の軍人の辞任又は解任の場合は、国軍最高司令官と調整しなければならない。
- (d) 連邦大臣又は副大臣の職が辞任、解任、

死亡又はその他の理由により空席となった場合、大統領は、連邦大臣又は副大臣の任命に関する憲法の規定に従い、新たな連邦大臣又は副大臣を任命し、任務を割り当てる権利を有する。新たに任命された連邦大臣又は副大臣の任期は、大統領の残りの任期と同じとする。

- (e)(i) 連邦大臣又は副大臣を任命した大統領の任期満了の前に、辞任若しくは死亡又はその他の理由により大統領の職が空席になった場合、連邦大臣又は副大臣は、新たに選出された大統領が新たな連邦大臣又は副大臣を任命し、任務を割り当てるまで、自身の任務を継続し、それを遂行しなければならない。
- (ii) 新たに任命された連邦大臣又は副大臣の任期は、新たな大統領の残りの任期の満了の日に終了する。
- (f) 連邦大臣及び副大臣の任務、権限及び権利は、法律が定める。

連邦検事総長及び副検事総長

第236条 連邦の検事総長は、連邦検事総長と呼称される。

連邦検事総長の任命

第237条

- (a) 大統領は、連邦議会の承認に基づき、法的事項に関する法的助言を得るため、及び任務を割り当てるために、連邦検事総長として次に掲げる資格を満たす議会の議員又は議会の議員でない者の中から1名を任命する。
 - (i) 満45歳に達している者
 - (ii) 年齢要件を除き、第120条に規定する人民院の議員として選出される権利を付与される資格を有する者
 - (iii) その資格が人民院の議員として選挙

に立候補する者の欠格条項を定める第121条の規定に違反しない者

- (iv)(aa) 少なくとも5年間、管区又は州の高等裁判所の裁判官であった者、
- (bb) 管区又は州レベル以上のレベルにおいて、少なくとも10年間、司法官又は法務官であった者、
- (cc) 少なくとも20年間、弁護士であった者、又は、
- (dd) 大統領の判断により、優秀な法律専門家であるとみなされた者
- (v) 連邦に忠誠を誓いかつ連邦の市民である者
- (b) 大統領による連邦検事総長となる者の任命は、その者が連邦検事総長の資格に合致しないことが明白に証明されない限り、連邦議会が拒否することはできない。
- (c) 大統領は、連邦検事総長の任命に関して連邦議会の承認を得られなかった者を差し替えた新たな名前を載せた名簿を提出する権利を有する。
- (d) 連邦検事総長は、連邦政府の構成員である。
- (e) 連邦検事総長は、大統領に対して責任を負う。
- (f) 連邦検事総長が議会の議員である場合、連邦検事総長として任命された日に、辞職したものとみなされる。
- (g) 連邦検事総長が公務員である場合、連邦検事総長として任命された日に、現行の公務員規則及び規定に従い、退職したものとみなされる。
- (h) 連邦検事総長が政党の党員である場合、連邦検事総長として任命された日より在任期間の間、政党活動に参加してはならない。

連邦検事総長の弾劾

第238条 連邦検事総長を弾劾する必要がある

場合、第233条における連邦大臣の弾劾に関する手続と同一の手続が適用される。

副検事総長の任命

第239条

- (a) 大統領は、自身の判断において、連邦検事総長を補佐する副検事総長として次に掲げる資格を満たす議会の議員又は議会の議員でない者の中から複数の者を任命する。
- (i) 満40歳に達している者
- (ii) 年齢要件を除き、第120条に規定する人民院の議員として選出される権利を付与される資格を有する者
- (iii) その資格が人民院の議員として選挙に立候補する者の欠格条項を定める第121条の規定に違反しない者
- (iv)(aa) 少なくとも5年間、管区又は州の高等裁判所の裁判官であった者、
- (bb) 管区又は州レベル以上のレベルにおいて、少なくとも10年間、司法官又は法務官であった者、
- (cc) 少なくとも15年間、弁護士であった者、又は、
- (dd) 大統領の判断により、優秀な法律専門家であるとみなされた者
- (v) 連邦に忠誠を誓いかつ連邦の市民である者
- (b) 副検事総長は、連邦検事総長に対して責任を負い、連邦検事総長を通して大統領に対して責任を負う。
- (c) 連邦の副検事総長が議会の議員若しくは公務員又は政党の党员である場合、第237条第(f)項、第(g)項及び第(h)項の規定が適用される。

連邦検事総長並びに副検事総長の任期、辞職、任務の終了及び欠員の補充

第240条

- (a) 連邦検事総長及び副検事総長の任期は、通常の場合に大統領の任期と同じとする。
- (b) 連邦検事総長又は副検事総長は、大統領に対して書面による辞職届を提出した後、自身の任期の満了の前に、一定の理由による自らの意思により辞任することができる。
- (c) 大統領は、効率的に自身の任務を履行できない連邦検事総長又は副検事総長に対して辞任するように命じることができる。その者が従わない場合、その任務を解く。
- (d) 連邦検事総長又は副検事総長の職が辞任、解任、死亡又はその他の理由により空席となった場合、大統領は、連邦検事総長又は副検事総長の任命に関する憲法の規定に従い、新たな連邦検事総長又は副検事総長を任命し、任務を割り当てる権利を有する。新たに任命された連邦検事総長又は副検事総長の任期は、大統領の残りの任期と同じとする。
- (e)(i) 連邦検事総長及び副検事総長を任命した大統領の任期満了の前に、辞任若しくは死亡又はその他の理由により大統領の職が空席になった場合、連邦検事総長又は副検事総長は、新たに選出された大統領が憲法の規定に従い、新たな連邦検事総長又は副検事総長を任命し、任務を割り当てるまで、割り当てられた任務を継続し、それを遂行しなければならない。
- (ii) 新たに任命された連邦検事総長又は副検事総長の任期は、新たな大統領の残りの任期の満了の日に終了する。
- (f) 連邦検事総長及び副検事総長の任務、権限及び権利は、法律が定める。

連邦会計検査院長及び副院長

第241条 連邦の会計検査院長は、連邦会計検査院長と呼称される。

連邦会計検査院長の任命

第242条

- (a) 大統領は、連邦議会の承認に基づき、連邦予算を監査し、それを連邦議会に報告するため、連邦会計検査院長として次に掲げる資格を満たす議会の議員又は議会の議員でない者の中から1名を任命する。
 - (i) 満45歳に達している者
 - (ii) 年齢要件を除き、第120条に規定する人民院の議員として選出される権利を付与される資格を有する者
 - (iii) その資格が人民院の議員として選挙に立候補する者の欠格条項を定める第121条の規定に違反しない者
 - (iv)(aa) 管区又は州レベル以上のレベルにおいて、少なくとも10年間、会計検査官であった者、
 - (bb) 少なくとも20年間、税理士又は公認会計士であった者、又は、
 - (cc) 大統領の判断により、優秀な会計士、統計学者又は経済学者であるとみなされた者
- (v) 連邦に忠誠を誓いかつ連邦の市民である者
- (b) 大統領による連邦会計検査院長として任命される者の推薦は、その者が連邦会計検査院長の資格に合致しないことが明白に証明されない限り、連邦議会が拒否することはできない。
- (c) 大統領は、連邦会計検査院長の任命に関して連邦議会の承認を得られなかった者を差し替えた新たな名前を載せた名簿を提出する権利を有する。
- (d) 連邦会計検査院長は、大統領に対して

責任を負う。

- (e) 連邦会計検査院長が議会の議員である場合、連邦会計検査院長として任命された日に、辞職したものとみなされる。
- (f) 連邦会計検査院長が公務員である場合、連邦会計検査院長として任命された日に、現行の公務員規則及び規定に従い、退職したものとみなされる。
- (g) 連邦会計検査院長が政党の党员である場合、連邦会計検査院長として任命された日より在任期間の間、政党活動に参加してはならない。

連邦会計検査院長の弾劾

第243条 連邦会計検査院長を弾劾する必要がある場合、第233条における連邦大臣の弾劾に関する手続と同一の手続が適用される。

連邦会計検査院副院長の任命

第244条

- (a) 大統領は、自身の判断において、連邦会計検査院長を補佐する副院長として次に掲げる資格を満たす議会の議員又は議会の議員でない者の中から複数の者を任命する。
 - (i) 満40歳に達している者
 - (ii) 年齢要件を除き、第120条に規定する人民院の議員として選出される権利を付与される資格を有する者
 - (iii) その資格が人民院の議員として選挙に立候補する者の欠格条項を定める第121条の規定に違反しない者
 - (iv)(aa) 管区又は州レベル以上のレベルにおいて、少なくとも10年間、会計検査官であった者、
 - (bb) 少なくとも15年間、税理士又は公認会計士であった者、又は、
 - (cc) 大統領の判断により、優秀な会

計士、統計学者又は経済学者であるとみなされた者

- (v) 連邦に忠誠を誓いかつ連邦の市民である者
- (b) 会計検査院副院長は、連邦会計検査院長に対して責任を負い、連邦会計検査院長を通して大統領に対して責任を負う。
- (c) 連邦の会計検査院副院長が議会の議員若しくは公務員又は政党の党员である場合、第242条第(e)項、第(f)項及び第(g)項の規定が適用される。

連邦会計検査院長並びに副院長の任期、辞職、任務の終了及び欠員の補充

第245条

- (a) 連邦会計検査院長及び副院長の任期は、通常の場合に大統領の任期と同じとする。
- (b) 連邦会計検査院長又は副院長は、大統領に対して書面による辞職届を提出した後、自身の任期の満了の前に、一定の理由による自らの意思により辞任することができる。
- (c) 大統領は、効率的に自身の任務を履行できない連邦会計検査院長又は副院長に対して辞任するように命じることができる。その者が従わない場合、その任務を解く。
- (d) 連邦会計検査院長又は副院長の職が辞任、解任、死亡又はその他の理由により空席となった場合、大統領は、連邦会計検査院長又は副院長の任命に関する憲法の規定に従い、新たな連邦会計検査院長又は副院長を任命し、任務を割り当てる権利を有する。新たに任命された連邦会計検査院長又は副院長の任期は、大統領の残りの任期と同じとする。
- (e)(i) 連邦会計検査院長及び副院長を任命した大統領の任期満了の前に、辞任若しくは死亡又はその他の理由により大

統領の職が空席になった場合、連邦会計検査院長又は副院長は、新たに選出された大統領が憲法の規定に従い、新たな連邦会計検査院長又は副院長を任命し、任務を割り当てるまで、割り当てられた任務を継続し、それを遂行しなければならない。

- (ii) 新たに任命された連邦会計検査院長又は副院長の任期は、新たな大統領の残りの任期の満了の日に終了する。
- (f) 連邦会計検査院長及び副院長の任務、権限及び権利は、法律が定める。

連邦公務員評議会の構成

第246条

- (a) 大統領は、公務員を選考し訓練し及び公務員規定を定める任務の遂行を可能とするために連邦公務員評議会を設置する。
- (b) 大統領は、連邦公務員評議会の議長及び評議員として次に掲げる資格を満たす者を任命する。
 - (i) 満50歳に達している者
 - (ii) 年齢要件を除き、第120条に規定する人民院の議員として選出される権利を付与される資格を有する者
 - (iii) その資格が人民院の議員として選挙に立候補する者の欠格条項を定める第121条の規定に違反しない者
 - (iv) 経験豊かな知識人階層にある知識人
 - (v) 連邦に忠誠を誓いかつ連邦の市民である者
 - (vi) 政党の党员ではない者
 - (vii) 議会の議員ではない者
- (c) 連邦公務員評議会の議長及び評議員が公務員である場合、連邦公務員評議会の議長及び評議員として任命された日に、現行の公務員規則及び規定に従い、退職したものとみなされる。

- (d) 連邦公務員評議会の議長は、大統領に対して責任を負い、連邦公務員評議会の評議員は、連邦公務員評議会の議長を通して大統領に対して責任を負う。
- (e) 連邦公務員評議会の議長及び評議員の任期は、通常の場合に大統領の任期と同じとする。
- (f) 連邦公務員評議会の構成、議長及び評議員の任務、権限及び権利、並びに辞職及び任期の満了は、法律が定める。

管区政府及び州政府

第247条

- (a) 管区又は州の長は、管区又は州の首相と呼称される。
- (b) 管区又は州の政府の構成員は、管区又は州の大臣と呼称される。

管区政府又は州政府の構成

第248条

- (a) 管区政府は、各管区において組織され、州政府は、各州において組織される。
- (b) 管区又は州の政府は、次に掲げる者により構成される。
 - (i) 管区又は州の首相
 - (ii) 管区又は州の大臣
 - (iii) 管区又は州の法務総監
- (c) 大統領は、当該管区又は州の議会の承認に基づき、次を行うことができる。
 - (i) 必要に応じて、管区又は州の省庁を設置すること。更に、設置した省庁を改編し、増置すること。
 - (ii) 必要に応じて、管区又は州の大臣の数を指定すること。更に、指定した数を増やすか、又は減らすこと。

管区又は州の行政権

第249条 憲法の規定に従い、管区又は州の政

府の行政権は、管区又は州の議会が法を制定する権限を有する行政上の事項に及ぶ。更に、同様に、この行政権は、管区又は州の政府がいずれかの連邦法に従い行使することを許可される事項に及ぶ。

第250条 管区又は州の政府は、連邦の安定、地域社会の平和及び安寧並びに法及び秩序の維持について、連邦政府を支援する責任を負う。

第251条 管区又は州の政府は、連邦政府によって採択された政策及び連邦法に従い、当該管区又は州の議会の承認に基づき、管区又は州において行われる事業を実施する。

第252条 管区又は州の政府は、憲法の規定に従い、当該管区又は州の議会に対して年間連邦予算に基づく管区又は州の予算法案を提出する。

第253条 管区又は州の政府は、管区又は州の予算法案が予算年度の終了前までに公布することができない場合、管区又は州の議会で直近に制定された予算法に含まれる一般歳出の限度内の支出を行う。

管区又は州の政府によって徴収される課徴金及び税

第254条

- (a) 管区又は州は、法律に従い、別表5に掲げる税及び歳入を徴収し、管区又は州の基金に繰り入れる。
- (b) 管区又は州は、法律に従い、管区又は州の基金から支出を行う権利を有する。

第255条 管区又は州の政府は、憲法の規定に従い、管区又は州の議会に対して、管区及び州の立法リストの別表2に掲げる事項に関する必要な法案を提出することができる。

第256条 管区又は州の政府は、

- (a) 管区又は州の大臣、それらの下部の政府の省及び機関の職務を遂行する際に、憲

法及び現行法の規定に従い、管理し、指導し、監督し、検査するものとし、

- (b) 当該管区又は州において職務を遂行する公務員機関の職務履行に関して、法律に従い、監督し、検査し、調整することができる。

第257条 管区又は州の政府は、公務員に関する連邦法に従いかつ事前に連邦政府との調整に基づき遂行される職務の履行を可能とするために、次を行うことができる。

- (a) 必要に応じて、管区又は州に関する公務員機関を組織すること。
 (b) 必要とされる数の公務員を任命すること。

第258条 管区又は州の政府は、

- (a) 当該管区又は州の議会が随時可決する行政上の決議を履行し、講じた措置を当該管区又は州の議会に対して報告し、
 (b) 連邦政府及び当該管区又は州の議会に対し、当該地域の全般的情勢に関する報告を提出する。

第259条 管区又は州の政府は、連邦政府によって随時割り当てられる職務を遂行する。

管区又は州の政府の事務局

第260条 管区又は州の政府の総務局長は、関係する管区又は州の政府の職務上事務官となる。更に、管区又は州の総務局長は、関係する管区又は州の事務局となる。

管区又は州の首相の任命

第261条

- (a) 管区又は州の首相は、以下に掲げる資格を満たすものとする。
 (i) 満35歳に達している者
 (ii) 年齢要件を除き、第120条に規定する人民院議員として選出される権利を付与される資格を有する者

- (iii) その資格が人民院議員として選挙に立候補する者の欠格条項を定める第121条の規定に違反しない者

- (iv) 連邦に忠誠を誓いかつ連邦の市民である者

(b) 関係する管区又は州の首相を任命するために、大統領は、

- (i) 関係する管区又は州の議会の議員の中から規定された資格を有する適当な議員を選出し、

- (ii) 選出した議員の名簿を関係する管区又は州の議会に提出し、その承認を求める。

(c) 大統領は、関係する管区又は州の首相として管区又は州の議会が承認した議員を首相として任命する。

(d) 大統領が指名する管区又は州の首相となる者の任命は、その者が管区又は州の首相の資格に合致しないことが明白に証明されない限り、管区又は州の議会が拒否することはできない。

(e) 大統領は、首相の任命に関して管区又は州の議会の承認を得られなかった者を差し替えた新たな名前を載せた名簿を提出する権利を有する。

(第262条～第274条 略)

自己管理管区又は自己管理区域の行政機関

第275条 自己管理管区又は自己管理区域の行政機関は、自己管理管区又は自己管理区域の指導機関と呼称される。

自己管理管区及び自己管理区域の指導機関の構成

第276条

- (a) 自己管理地域である自己管理管区及び自己管理区域は、同等の地位を有する。
 (b) 自己管理管区及び自己管理区域の指導

機関は、すべての自己管理管区及び自己管理区域において、それぞれに組織される。当該指導機関は、憲法の別表3により付与される立法権を行使する。

(c) 自己管理管区又は自己管理区域の指導機関は、少なくとも10名の構成員により構成される。

(d) 自己管理管区又は自己管理区域の指導機関は、次に掲げる者により構成される。

(i) 当該自己管理管区又は自己管理区域における郡から選出される管区又は州の議会の議員

(ii) 治安又は国境問題に関する任務を割り当てられる国軍最高司令官が指名する国軍の軍人

(iii) 第(d)項の第(i)号及び第(ii)号において示された者によって選出された追加の構成員

(e) 上記の第(d)項の第(i)号及び第(ii)号において示された自己管理管区又は自己管理区域の指導機関の構成員は、構成員間による相互の調整の後、自己管理管区又は自己管理区域における郡から選出される管区又は州の議会の議員の中から、適当な者を自己管理管区又は自己管理区域の議長として選出する。選出された者の名簿は、当該管区又は州の首相を通して、大統領に提出される。

(f) 大統領は、指名された者を、自己管理管区又は自己管理区域の議長として任命する。

(g) 自己管理管区又は自己管理区域の議長は、職務上その管区又は州の大臣となる。管区又は州の大臣の任命の方法を除き、憲法のその他の規定が自己管理管区又は自己管理区域の議長に対して適用される。

(h) 自己管理管区又は自己管理区域の議長及び当該指導機関の構成員は、

(i) 当該自己管理管区又は自己管理区域に居住し当該自己管理管区又は自己管理区域をすでに得ている少数民族である場合を除き、残りの民族の中で1万人を超える人口を有すると当局によってみなされている少数民族である場合、当該少数民族のそれぞれの代表は、指導機関の構成員として選出され、任命される。選出された指導機関の構成員は、第169条の下で管区又は州の議会の議員について規定した資格を有していなければならない、

(ii) 自己管理管区又は自己管理区域の指導機関の構成員の数が10名よりも少ない場合、当該自己管理管区又は自己管理区域に居住する者で、管区又は州の議会の議員に対して規定された資格を有する者の中から、所要の構成員数が、要求に応じて、10名に至るまで選出され、任命されなければならない。

(i) 国軍最高司令官は、必要に応じて、自己管理管区又は自己管理区域の指導機関において、構成員の総数の4分の1まで、国軍の軍人をもって割り当てることができる。

(j) 国軍最高司令官によって法律に従い指名され、自己管理管区又は自己管理区域の指導機関の構成員として任命された国軍の軍人は、管区又は州の議会の議員の資格を有していなければならない。

(k)(i) 当該自己管理管区又は自己管理区域の指導機関の議長は、自己管理管区又は自己管理区域の指導機関の構成員の名前を公表する。

(ii) 自己管理管区又は自己管理区域の指導機関の議長は、当該管区又は州の首相に対して責任を負い、当該首相を通して大統領に対して責任を負う。

(iii) 自己管理管区又は自己管理区域の指

導機関の構成員は、議長に対して責任を負う。

- (iv) 自己管理管区又は自己管理区域の指導機関の議長の任期、活動、辞任、任務の満了及び欠員の補充は、法律が定める。

- (1) 自己管理管区又は自己管理区域の指導機関の議長及び構成員の任務、権限及び権利は、法律が定める。

(第277条～第292条 略)

第6章 司法

裁判所の構成

第293条 連邦の裁判所は、次のように構成される。

- (a) 連邦最高裁判所、管区高等裁判所、州高等裁判所、自己管理管区裁判所、自己管理区域裁判所、県裁判所、郡裁判所及び法律によって設置されるその他の裁判所
- (b) 軍法会議
- (c) 連邦憲法裁判所

連邦最高裁判所

連邦最高裁判所の設置

第294条 連邦に、連邦最高裁判所が置かれる。憲法裁判所及び軍法会議の権限に影響を及ぼすことなく、連邦最高裁判所は、連邦における最上位の裁判所となる。

連邦最高裁判所の第一審管轄権

第295条

- (a) 連邦最高裁判所のみが次の第一審管轄権を有する。
- (i) 連邦が締結した二国間条約に起因する事案

- (ii) 連邦政府と管区又は州の政府との間の憲法問題を除く紛争

- (iii) 管区間、州間、管区と州との間、並びに連邦領と管区又は州との間の憲法問題を除く紛争

- (iv) 法律に規定するその他の事案

- (b) 連邦最高裁判所は、連邦の最上位の裁判所であり、上告裁判所となる。

- (c) 連邦最高裁判所の判決は、確定判決であり、上訴することはできない。

- (d) 連邦最高裁判所は、憲法の規定及びその他の法律の規定に従い、管区又は州の高等裁判所で下された判決を決定する上訴管轄権を有する。更に、連邦最高裁判所は、法律に従い、その他の裁判所で下された判決を決定する上訴管轄権も有する。

- (e) 連邦最高裁判所は、法律に従い、再審管轄権を有する。

第296条 連邦最高裁判所は、

- (a) 次に掲げる令状を発行する権利を有する。

- (i) 人身保護令状
- (ii) 職務執行令状
- (iii) 禁止令状
- (iv) 権限開示令状
- (v) 移送令状

- (b) 令状を発行するための申請の、非常事態が宣言されている地域における適用は留保される。

裁判所の予算

第297条 連邦最高裁判所は、憲法の規定に従い、連邦の年間予算法案に組み込むよう裁判所の予算を連邦政府に提出する。

司法の現状報告の提出

第298条 連邦最高裁判所長官は、適宜、連邦議会又は人民院若しくは民族院の会議に対

し、連邦又は国民に関する重要な司法上の現状報告を提出することができる。

連邦最高裁判所長官及び連邦最高裁判所裁判官の任命

第299条

- (a) 連邦最高裁判所の長は、連邦最高裁判所長官と呼称される。
- (b) 連邦最高裁判所長官を含む連邦最高裁判所の裁判官は、7人以上11人以下とし、連邦最高裁判所において任命される。
- (c)(i) 大統領は、連邦最高裁判所長官として任命するに適切な候補者を連邦議会に対して提出し、その承認を求める。
- (ii) 大統領が連邦最高裁判所長官として任命する候補者は、その者が第301条で掲げる規定に関する資格に合致しないことが明白に証明されない限り、連邦議会が拒否することはできない。
- (iii) 大統領は、連邦最高裁判所長官の任命に関して連邦議会の承認を得られなかった者を差し替えた新たな名前を載せた名簿を提出する権利を有する。
- (vi) 大統領は、連邦最高裁判所長官として連邦議会が承認した者を任命する。
- (d)(i) 大統領は、連邦最高裁判所長官との調整の上で、連邦最高裁判所の裁判官として任命するに適切な資格を有する候補者を連邦議会に提出し、その承認を求める。
- (ii) 大統領による連邦最高裁判所長官及び連邦最高裁判所裁判官として任命される候補者は、その者が、第301条において連邦最高裁判所の裁判官として規定する資格を有していないことが明白に証明されない限り、連邦議会が拒否することはできない。
- (iii) 大統領は、連邦最高裁判所裁判官の

任命に関して連邦議会の承認を得られなかった者を差し替えた新たな名前を載せた名簿を提出する権利を有する。

- (iv) 大統領は、連邦最高裁判所裁判官として連邦議会が承認した者を任命する。

第300条

- (a) 連邦最高裁判所長官又は連邦最高裁判所裁判官は、政党政治の影響を受けてはならない。
- (b) 連邦最高裁判所長官又は連邦最高裁判所裁判官が公務員である場合、連邦最高裁判所長官又は連邦最高裁判所裁判官として任命された日に、現行の公務員規則及び規定に従い、退職したものとみなされる。

連邦最高裁判所長官及び連邦最高裁判所裁判官の資格

第301条 連邦最高裁判所長官及び連邦最高裁判所裁判官は、次に掲げる資格を満たす者でなくてはならない。

- (a) 満50歳以上で満70歳以下であること。
- (b) 年齢要件を除き、人民院の議員に関して第120条に規定する資格を有していること。
- (c) その資格が人民院の議員として選挙に立候補する者の欠格条項を定める第121条の規定に違反しないこと。
- (d) 次のいずれかに該当する者であること。
 - (i) 少なくとも5年間、管区又は州の高等裁判所の裁判官であった者
 - (ii) 管区又は州レベル以上のレベルにおいて、少なくとも10年間、司法官又は法務官であった者
 - (iii) 少なくとも20年間、弁護士であった者
 - (iv) 大統領の判断により、優秀な法学者であるとみなされた者
- (e) 連邦に忠誠を誓いかつ連邦の市民であ

る者

- (f) 政党の党员ではないこと。
- (g) 議会の議員ではないこと。

連邦最高裁判所長官及び連邦最高裁判所裁判官の弾劾

第302条

- (a) 大統領又は人民院若しくは民族院の議員は、次に掲げる理由のいずれかによって、連邦最高裁判所長官又は連邦最高裁判所裁判官を弾劾することができる。
 - (i) 大逆罪
 - (ii) この憲法のいずれかの規定に対する違反
 - (iii) 不正行為
 - (iv) 第310条に規定する連邦最高裁判所長官又は連邦最高裁判所裁判官の資格の欠格
 - (v) 法律で与えられた任務の非効率な履行
- (b) 大統領が弾劾を望む場合は、次のとおりとする。
 - (i) 大統領は、連邦議会の議長に対して問責を提出する。
 - (ii) 連邦議会の議長は、法律に従って調査するために、調査会議を設置し、問責を調査する。
 - (iii) 調査会議の設置において、人民院及び民族院の議員から同数の議員が含まれるものとし、適当な委員が当該会議の議長に任命される。
 - (iv) 調査の完了までの期限は、業務の量に応じて決定される。
 - (v) 大統領は、直接又は代理人を通して、調査会において問責を説明し提出することができ、また証拠を提出し、証人を立てる権利を有する。
 - (vi) 問責を受けている者は、問責が調査

されている間、直接又は代理人を通して、問責を拒否する権利を有する。

- (vii) 調査委員会によって弾劾に関する調査結果が提出された場合、連邦議会の議長は、連邦議会に提出する。
- (viii) 連邦議会の議員の総員の3分の2が、問責を立証し、申し立てられた者が連邦最高裁判所長官又は連邦最高裁判所裁判官としての職務を継続するに相応しくないとの決議を可決した場合、連邦議会の議長は、大統領に対してその決議を提出し報告する。
- (ix) 大統領は、報告の説明を受けた後、弾劾された連邦最高裁判所長官又は連邦最高裁判所裁判官の解任手続を開始する。
- (x) 連邦議会が当該問責を却下する決議を行った場合、連邦議会の議長は、大統領に対して当該決議を提出し報告する。
- (c) 人民院又は民族院の議長が弾劾を望む場合は、次のとおりとする。
 - (i) 第71条における大統領又は副大統領の弾劾に関する規定が適用される。
 - (ii) 調査をしている院が、連邦最高裁判所長官又はいずれかの連邦最高裁判所裁判官に対する問責が立証され、申し立てられた者が連邦最高裁判所長官又は連邦最高裁判所裁判官としての職務を継続するに相応しくないとする決議を行い、報告した場合、大統領は、弾劾された連邦最高裁判所長官又は連邦最高裁判所裁判官の解任手続を開始する。
 - (iii) 調査をしている院が当該問責を却下する決議をした場合、関係する院の議長は、大統領に対してその決議を提出し報告する。

連邦最高裁判所長官及び連邦最高裁判所裁判官の任期

第303条 連邦最高裁判所長官及び連邦最高裁判所裁判官は、次に掲げる場合を除き、70歳まで在職するものとする。

- (a) 自らの意思による辞職
- (b) 憲法の規定に従い弾劾され解任される場合
- (c) 法律によって組織された医療委員会の診断結果に従い、身体的又は精神的いずれかの欠陥による永久的障害のため職務を継続することができないことが判明する場合
- (d) 死亡

第304条 連邦最高裁判所長官及び連邦最高裁判所裁判官の任務、権限及び権利は、法律が定める。

管区高等裁判所又は州高等裁判所

管区高等裁判所又は州高等裁判所の構成

第305条 管区に管区高等裁判所が置かれ、州に州高等裁判所が置かれる。

管区高等裁判所又は州高等裁判所の管轄権

第306条 管区又は州の高等裁判所は、法律に従い、次の管轄権を有する。

- (a) 第一審の裁判
- (b) 上訴審の裁判
- (c) 再審の裁判
- (d) 法律で規定された事案の裁判

第307条

- (a) 司法行政の目的のために、マンダレー管区における高等裁判所は、ネーピードーに置かれる高等裁判所とする。
- (b) 司法行政の目的のために、連邦領として指定される管区又は州の中のいずれの地域においても、当該管区又は州における高等裁判所は、当該連邦領に置かれる高等裁

判所とする。

(第308条―第313条 略)

管区高等裁判所又は州高等裁判所の監督下にある裁判所

第314条 次のレベルの裁判所は、管区又は州の高等裁判所の監督下にある。

- (a) 管区又は州の中に自己管理地域がない場合
 - (i) 県裁判所
 - (ii) 郡裁判所
- (b) 管区又は州の中に自己管理地域がある場合
 - (i) 自己管理管区の場合
 - (aa) 自己管理管区裁判所
 - (bb) 郡裁判所
 - (ii) 自己管理区域の場合
 - (aa) 自己管理区域裁判所
 - (bb) 郡裁判所
 - (iii) 残りの地域の場合
 - (aa) 県裁判所
 - (bb) 郡裁判所
- (c) 連邦領の場合
 - (i) 県裁判所
 - (ii) 郡裁判所
- (d) 法律によって設置されるその他の裁判所

県裁判所及び郡裁判所の管轄権

第315条 県裁判所、自己管理管区裁判所及び自己管理区域裁判所は、法律に従い、刑事訴訟第一審、民事訴訟第一審、上訴審、再審又は法律で規定された事案に関する管轄権を有する。

第316条 郡裁判所は、法律に従い、刑事訴訟第一審、民事訴訟第一審又は法律で規定された事案に関する管轄権を有する。

第317条 憲法又はその他の法律によって組織された裁判所において法律に従い任命された裁判官は、連邦全域におけるすべての司法上の問題を処理する。

第318条

- (a) 管区又は州の高等裁判所の監督下にある様々なレベルの裁判所の裁判官の任命、司法権の授与、並びに任務、権限及び権利に関する規定は、法律に従うものとする。
- (b) 連邦最高裁判所、管区又は州の高等裁判所並びにその他の裁判所における職員組織の構成、幹部職及びその他の職階の構成、並びに任務、権限及び権利に関する規定は、法律に従うものとする。

軍法会議

第319条 第293条第(b)項に従い、軍法会議は、憲法及びその他の法律によって設置され、国軍の軍人に関する裁判を行うものとする。

連邦憲法裁判所

連邦憲法裁判所

第320条 連邦憲法裁判所は、長官を含む9名の裁判官により構成される。

第321条 大統領は、自らが選定する3名の候補者、人民院の議長が選定する3名の候補者及び民族院の議長が選定する3名の候補者、並びに9名の中の1名を連邦憲法裁判所長官として任命することを内容とする総数9名の候補者名簿を連邦議会に提出し、その承認を求めるものとする。

連邦憲法裁判所の職務及び任務

第322条 連邦憲法裁判所の職務及び任務は、次に掲げるものである。

- (a) 憲法の規定の解釈

- (b) 連邦議会、管区議会、州議会又は自己管理管区指導機関若しくは自己管理区域指導機関が公布した法律が憲法と一致しているかの審査

- (c) 連邦、管区、州及び自己管理地域の行政機関の法令が憲法と一致しているかの審査

- (d) 連邦と管区間、連邦と州間、管区と州間、管区間、州間、管区又は州と自己管理地域間及び自己管理地域間の憲法上の紛争の解決

- (e) 連邦法を管区、州又は自己管理地域で施行するにあたり、連邦と管区、州又は自己管理地域との間の権利及び義務に関して発生した紛争の解決

- (f) 大統領が通告した連邦領に関する事案の審査及び解決

- (g) 連邦議会が制定した法律が規定する職務及び任務

連邦憲法裁判所の決定の効力

第323条 裁判所の裁判の審理において、法律の規定が憲法に矛盾するか又は合致するかの紛争が発生し、かつその紛争に関して連邦憲法裁判所が下した決定がない場合、当該裁判所は、公判を延期し、規定の手續に従い連邦憲法裁判所に対し当該裁判所の意見を提出し、決定を得るものとする。当該紛争に関して、連邦憲法裁判所の決定は、すべての裁判に適用される。

第324条 連邦憲法裁判所の決定は、最終的かつ確定的なものとする。

連邦憲法裁判所の解釈、決定及び意見を得るための付託

第325条 次に掲げる者又は機関は、連邦憲法裁判所の解釈、決定及び意見を得るために事案を直接付託する権利を有する。

- (a) 大統領
- (b) 連邦議会の議長
- (c) 人民院の議長
- (d) 民族院の議長
- (e) 連邦最高裁判所長官
- (f) 連邦選挙管理委員会委員長

第326条 次に掲げる者又は機関は、規定の手續に従い、連邦憲法裁判所の解釈、決定及び意見を得るために事案を直接付託する権利を有する。

- (a) 管区又は州の首相
- (b) 管区又は州の議会の議長
- (c) 自己管理管区指導機関又は自己管理区域指導機関の議長
- (d) 人民院又は民族院の議員総数の少なくとも10%の議員

連邦憲法裁判所の長官及び裁判官の任命

第327条 大統領は、連邦議会の承認の上で、連邦憲法裁判所の長官及び裁判官を任命する。

第328条 大統領による連邦憲法裁判所の裁判官として指名された者は、その者が資格に合致しないことが明白に証明されない限り、連邦議会が拒否することはできない。

第329条 大統領は、連邦憲法裁判所の裁判官の任命に関して連邦議会の承認を得られなかった者を差し替えた新たな指名名簿を提出する権利を有する。

第330条 連邦憲法裁判所の裁判官は、

- (a) いずれかの議会の議員である場合、連邦憲法裁判所の裁判官として任命された日に、関係する議会の議員を辞職したものとみなされ、
- (b) 公務員である場合、連邦憲法裁判所の裁判官として任命された日に、現行の公務員規定に従い、退職したものとみなされ、
- (c) 政党の党员である場合、連邦憲法裁判

所の裁判官として任命された日より在任期間の間、政党活動に参加してはならない。

第331条 連邦憲法裁判所の裁判官が、一定の理由により自身の任期の満了の前に自らの意思により辞任を希望した場合、大統領に対して書面による辞職届を提出した後、辞任することができる。

第332条 連邦憲法裁判所の裁判官の職が何らかの理由により空席となった場合、大統領は、憲法の規定に従い、新たな連邦憲法裁判所の裁判官を任命することができる。

連邦憲法裁判所の裁判官の資格

第333条 大統領、人民院議長及び民族院議長は、次に掲げる資格を満たす議会の議員又は議会の議員でない者の中から、それぞれ3名の裁判官を選定する。

- (a) 満50歳に達していること。
- (b) 年齢要件を除き、人民院の議員に関して第120条に規定する資格を有していること。
- (c) その資格が人民院の議員として選挙に立候補する者の欠格条項を定める第121条の規定に違反しないこと。
- (d) 次のいずれかに該当する者であること。
 - (i) 少なくとも5年間、管区又は州の高等裁判所の裁判官であった者
 - (ii) 管区又は州以上のレベルにおいて、少なくとも10年間、司法官又は法務官であった者
 - (iii) 少なくとも20年間、弁護士であった者
 - (iv) 大統領の判断により、優秀な法学者であるとみなされた者
- (e) 政党の党员ではないこと。
- (f) 議会の議員ではないこと。
- (g) 政治、行政、経済及び治安に関する見識を有していること。

- (h) 連邦に忠誠を誓いかつ連邦の市民である者

連邦憲法裁判所の長官及び裁判官の弾劾

第334条

- (a) 連邦憲法裁判所の長官及び裁判官は、次に掲げる理由のいずれかによって、弾劾されることができる。
- (i) 大逆罪
 - (ii) この憲法のいずれかの規定に対する違反
 - (iii) 不正行為
 - (iv) 第333条に規定する連邦憲法裁判所の裁判官の資格の欠格
 - (v) 法律で与えられた任務の非効率な履行
- (b) 連邦憲法裁判所の長官又は裁判官が弾劾された場合、連邦最高裁判所長官又は連邦最高裁判所裁判官に関し第302条が定める弾劾規定に従って手続が行われる。

連邦憲法裁判所の任期

第335条 連邦憲法裁判所の任期は、人民院の任期と同じく5年とする。ただし、任期満了ののち、大統領が憲法に従い新たな連邦憲法裁判所を組織するまで、連邦憲法裁判所は、その職務を継続する。

第336条 連邦憲法裁判所の構成及び連絡、並びに連邦憲法裁判所の長官及び裁判官の任務、権限及び権利は、法律が定める。

第7章 国軍

第337条 連邦の国防のための主要な軍隊は、国軍である。

第338条 連邦におけるすべての軍隊は、国軍の指揮下にある。

第339条 国軍は、内外のすべての危機に対し

て連邦の防衛を主導する。

第340条 国防治安評議会の承認により、国軍は、連邦の治安及び国防において、国民全体の参加を管理する権限を有する。人民軍の戦略は、国軍の指導の下で遂行される。

第341条 国軍は、連邦及び市民に影響を及ぼす災害が連邦内で発生した場合、支援を行う。

第342条 大統領は、国防治安評議会の提案及び承認により、国軍最高司令官を任命する。

第343条 軍事裁判の判決において、

- (a) 国軍の軍人は、法律に従い、集団又は個別に扱われることができ、
- (b) 国軍最高司令官の決定は、最終かつ終局である。

第344条 障害を負った軍人及び死亡又は負傷した軍人の家族に対する援護及び介護を提供する法律を定めるものとする。

第8章 市民並びに市民の基本的権利及び義務

第345条 次に掲げる資格のいずれか1つを有するすべての者は、ミャンマー連邦共和国の市民である。

- (a) ミャンマー連邦共和国の国民である両親から出生した者
- (b) この憲法が施行される日に、法律に従いすでに市民である者

第346条 市民権、帰化及び市民権の取消しは、法律が定める。

第347条 連邦は、いかなる者も法律の前に平等な権利を享受することを保障し、法的な保護を等しく提供する。

第348条 連邦は、人種、出生、宗教、公の地位、身分、文化、性別及び財産に基づき、ミャンマー連邦共和国のいかなる市民をも差別してはならない。

第349条 市民は、次に掲げる職務において、機会の均等を享受できる。

- (a) 公職
- (b) 職業
- (c) 貿易
- (d) 事業
- (e) 専門的な知識及び専門職
- (f) 芸術、科学及び技術の探求

第350条 女性は、同種の仕事に関して、男性と同一の権利を享受し、同一の給与を受け取る権利を付与される。

第351条 母親、児童及び妊婦は、法律が定める平等の権利を享受する。

第352条 連邦は、指定された資格が満たされた場合、公務員の任命又は任務の割当てにおいて、ミャンマー連邦共和国のいかなる市民に対しても、人種、出生、宗教及び性別に基づく差別を行ってはならない。ただし、この条の規定は、男性のみに適する地位に対して男性を任命することを妨げるものではない。

第353条 現行の法律に従う場合を除き、いかなる者の生命及び個人的自由の害を与えてはならない。

第354条 すべての市民は、連邦の治安、法と秩序の維持、地域社会の平和及び安寧、又は公の秩序及び道徳のために制定された法律に違反しない限り、次に掲げる権利を自由に行使する。

- (a) 信念及び意見を自由に表現し、公表すること。
- (b) 武器を所持することなく、平和的に集会すること。
- (c) 団体及び組織を結成すること。
- (d) 2つ若しくは複数の民族の間との関係及び他者の信仰を害することなく、自己が大事にする言語、文芸及び文化、信仰する宗教、並びに慣習を発展させること。

第355条 すべての市民は、法律に従い、ミャンマー連邦共和国の中のいかなる場所においても定住し、居住する権利を有する。

第356条 連邦は、合法的に取得したすべての市民の動産及び不動産を法律に従い保護する。

第357条 連邦は、この憲法の規定に従う法律に基づき、市民の自宅、財産、通信並びにその他のコミュニケーションのプライバシー及び安全を保護する。

第358条 連邦は、奴隷及び人身売買を禁じる。

第359条 連邦は、正式に有罪となった犯罪の刑罰としての重労働及び公共の利益のために法律に従い連邦が科す労務の場合を除き、強制労働を禁じる。

第360条

(a) 第34条で与えられた信教の自由の権利は、宗教活動に結びつく経済的、財政的、政治的又はその他の非宗教的な活動を含まないものとする。

(b) 保障された宗教活動の自由は、公共の福祉及び改革のための法律の制定を連邦に禁止するものではない。

第361条 連邦は、連邦の市民の大多数が信仰する宗教としての仏教の特別な地位を認める。

第362条 連邦は、この憲法が施行される日に連邦の中に存在する宗教として、キリスト教、イスラム教、ヒンドゥ教及びアニミズムも同様に認める。

第363条 連邦は、承認する宗教を最大限に支援し、保護する。

第364条 政治的目的のための宗教の乱用は、禁じられる。更に、人種又は宗教のコミュニティ又は宗派の間の嫌悪、敵意又は不和の感情を促進させる意図があり、又はその可能性があるいかなる活動もこの憲法に違反するものとする。これらの活動を処罰するための法律を定めることができる。

第365条 すべての市民は、法律に従い、自己が大事にする文芸、文化、芸術、慣習及び伝

統を自由に発展させる権利を有する。この過程において、市民は、国民の結束を妨げるいかなる活動も回避しなければならない。ただし、1つ又は他のいくつかの少数民族の利益に悪影響を及ぼす可能性のある特定の活動は、影響を受ける少数民族間で調整され、解決が得られた後に限り、行われるものとする。

第366条 すべての市民は、連邦が策定した教育政策に従い、

- (a) 教育を受ける権利を有し、
- (b) 連邦が義務的なものとして法律で規定した基礎教育を与えられるものとし、
- (c) 科学を探究する科学的研究を行い、芸術を発展させるために創造性をもって取り組み、表現し、及び文化の他の部門の研究を自由に行う権利を有する。

第367条 すべての市民は、連邦が策定する保健政策に従い、保健医療を受ける権利を有する。

第368条 連邦は、人種、宗教及び性別にかかわらず、各人の資格に従い、教育の場で際立った市民に対し敬意を払い、支援する。

第369条

- (a) この憲法及び関連法に従い、すべての市民は、人民院、民族院、及び管区又は州の議会の議員を選出する権利及び選出される権利を有する。
- (b) 関連する有権者は、法律に従い、議会の議員をリコールする権利を有する。

第370条 すべての市民は、法律に従い、国家経済開発のために、連邦内において自由に事業を運営する権利を有する。

第371条 連邦は、国家経済開発のために、技術、投資、機械、原材料及びその他へのアクセスを支援する。

第372条 連邦は、この憲法及び現行の法律の規定に違反しない限り、事業の運営における財産の所有権及び使用権並びに個人の発明権

及び特許権を保障する。

第373条 罪を犯した者は、その時点で施行されている関連法によってのみ、有罪判決を下される。ただし、その者は、その法律に基づき適用される罰より重い罰を科せられない。

第374条 管轄権を有する裁判所による有罪判決又は無罪判決を受けた者は、上級裁判所が判決を破棄するか再審の命令を下す場合を除き、再び裁判にかかることはないものとする。

第375条 被告人は、法律に従い防御の権利を有する。

第376条 公共の利益のために法律に従い、連邦の治安若しくは法及び秩序の維持並びに平和及び安寧のためにとられた予防措置に関する事項又は現行の法律に従い許可された事項である場合を除き、管轄権を有する治安判事の拘留令状がなければ、24時間を超えて拘留されることはないものとする。

第377条 この章で与えられる権利を得るためには、連邦最高裁判所に対し規定に従った訴えを行わなければならない。

第378条

- (a) この章の下で認められる権利に対する訴えの提出に関連して、連邦最高裁判所は、次に掲げる適切な令状を発行する権限を有する。

- (i) 人身保護令状
- (ii) 職務執行令状
- (iii) 禁止令状
- (iv) 権限開示令状
- (v) 移送令状

- (b) 連邦最高裁判所による令状発行の権利は、現行の法律に従い令状の性質を有する命令を出すことのできるその他の裁判所の権限に影響を及ぼさないものとする。

第379条 次に掲げる情勢が発生したとき、第377条に基づく権利は、公共の安全に必要とされない限り、停止されることはない。

- (a) 戦争の時
- (b) 外国の侵略の時
- (c) 暴動の時

第380条 外国との関係を有するすべての市民は、国内又は国外において連邦の保護を求める権利を有する。

第381条 次に掲げる情勢及び時期を除き、いかなる市民についても、法律に基づき付与された不服申立に対し、法の適正な手続による補償を否定されてはならない。

- (a) 外国の侵略の時
- (b) 暴動の時
- (c) 非常事態の時

第382条 平和の達成及び治安の維持に責任を負う国軍の軍人及び軍隊の構成員によりその任務が十分に遂行され、規律が維持されるために、この章で与付与される権利は、法律の制定を通して、制限又は取り消されるものとする。

第383条 すべての市民は、次のことを遵守する義務を負う。

- (a) 連邦の分裂の阻止
- (b) 国民の結束の崩壊の阻止
- (c) 主権の保全

第384条 すべての市民は、この憲法の規定を順守する義務を負う。

第385条 すべての市民は、ミャンマー連邦共和国の独立、主権及び領土の保全を防御する義務を負う。

第386条 すべての市民は、連邦の防衛のために、法律の規定に従い軍事訓練を受け、軍における兵役の義務を負う。

第387条 連邦精神を有するすべての市民は、諸民族の間の統一を強化し、公共の平和及び安定を保障する義務を負う。

第388条 すべての市民は、現代的な先進国として成長するための義務を負う。

第389条 すべての市民は、法律に従い徴収さ

れる税を支払う義務を負う。

第390条 すべての市民は、次に掲げる事項を実行する際に、連邦を支援する義務を負う。

- (a) 文化遺産の保存及び保護
- (b) 環境保護
- (c) 人的資源開発への努力
- (d) 公共財の保護及び保全

第9章 選挙

議会への国民代表の選挙

第391条 議会への国民代表の選挙において、次に掲げる規定が適用される。

- (a) 選挙の開始の日に満18歳に達し、法律によって資格を剥奪されておらず、及び投票する資格を与えられたすべての市民、並びに法律の下で投票する権利を有するとされる者は、投票する権利を有する。
- (b) 投票する資格を与えられたすべての市民及び法の下で投票する権利を有する者は、選挙の際、選挙区において各々の議会に対してのみ投票する。
- (c) 更に、この憲法に含まれる規定に従い、投票する権利を有する関係のある少数民族は、自身の居住する管区議会又は州議会に対して少数民族の代表議員を選出するために投票する権利も同様に有する。
- (d) 秘密投票制度が実施される。

第392条 次に掲げる者は、投票する権利を有しない。

- (a) 聖職者の地位にある者
- (b) 刑により服役している者
- (c) 管轄権を有する裁判所によって精神異常であると決定され、宣告された者
- (d) 破産の宣告を受けている者
- (e) 選挙法によって資格を剥奪された者

第393条 選挙において、議院の議員候補者は、次の権利を有する。

- (a) 1つの議院においてのみ選出される権利
- (b) 1つの選挙区においてのみ立候補する権利

第394条

- (a) 連邦領又は連邦議会の制定法が指定する連邦領に居住する有権者は、人民院及び民族院の議員のみを選出する権利を有する。
- (b) 連邦議会の制定法により連邦領であると指定された領域から選出された管区議会又は州議会の議員は、法律に別の定めがある場合を除き、当該議会の議員に続けて立候補をしてはならない。

第395条 この憲法の下の規定又は選挙法の規定によって資格を剥奪されていないすべての市民は、いずれかの議院に立候補する権利を有する。

議会の議員のリコール

第396条

- (a) 議会の議員は、次に掲げるいずれかの理由によりリコールされることができる。
 - (i) 大逆罪
 - (ii) この憲法のいずれかの規定に対する違反
 - (iii) 不正行為
 - (iv) 議会の議員に対してこの憲法で規定する資格の欠格
 - (v) 割り当てられた任務の非効率な履行
- (b) リコールを要求された議会の議員に対して、当該選挙区における有権者の原登録者数の最低1%となる申立てが、連邦選挙管理委員会に提出される。
- (c) 連邦選挙管理委員会は、法律に従い、調査を実施する。
- (d) 議会の議員に対してなされた申立てに関する調査が実施されている間、当該議員は、自身で直接又は代理人を通して、抗弁

する権利を有する。

- (e) 連邦選挙管理委員会が、申立てが事実であり、申し立てられた者がこれ以上議会の議員として継続して在職すべきでないと判断する場合、連邦選挙管理委員会は、法律に従い手続を進めるものとする。

第397条 連邦議会は、「選挙」に関する事項及び「リコール」に関する事項について必要な法律を制定するものとする。

連邦選挙管理委員会の構成

第398条

- (a) 大統領は、連邦選挙管理委員会を組織するものとする。委員会を組織するにあたり、大統領は、この憲法で規定する連邦大臣の任命に関する規定に従い、連邦選挙管理委員会の委員長を含む少なくとも5名の委員を任命することができる。
- (b) 連邦選挙管理委員会の委員長及び委員は、次に掲げる要件を満たす者であることを要する。
 - (i) 満50歳に達していること。
 - (ii) 年齢要件を除き、人民院の議員に関して規定した資格を有し、
 - (iii) 次のいずれかに該当する者であること。
 - (aa) 少なくとも5年間、連邦最高裁判所長官若しくは連邦最高裁判所裁判官、管区若しくは州の高等裁判所の裁判官、管区若しくは州の高等裁判所の裁判官の地位又はそれと同等の地位にあった者、
 - (bb) 少なくとも10年間、管区又は州レベル以上のレベルにおいて、司法官又は法務官の地位にあった者、
 - (cc) 少なくとも20年間、弁護士であった者、又は、
 - (dd) 大統領の判断により優秀な人物

- であるとみなされた者
- (vi) 高潔さ及び経験を有していること。
 - (v) 人民院の議員の選挙における欠格条項に関する規定に該当しないこと。
 - (vi) 連邦に忠誠を誓いかつ連邦の市民である者
 - (vii) 政党の党员ではないこと。
 - (viii) 議会の議員ではないこと。
 - (ix) 給与、手当及び金銭を得る地位を受けていない者

連邦選挙管理委員会の任務

第399条 連邦選挙管理委員会の任務は、次のとおりである。

- (a) 議会の選挙を実施すること。
- (b) 議会の選挙を監督し、さまざまなレベルの小委員会を組織し、監督すること。
- (c) 選挙区を指定し、改編すること。
- (d) 有権者リストを作成し、修正すること。
- (e) 自然災害によって又は地方の治安情勢によって、自由で公正な選挙が実施できない選挙区の選挙を延期すること。
- (f) この憲法の規定に従い、選挙及び政党に関する規則を制定し、関連法に従い、手続及び指令等を定めること。
- (g) 法律に従い選挙に関する紛争の裁判のための選挙審判所を組織すること。
- (h) 法律が付与する任務を履行すること。

連邦選挙管理委員会の委員長又は委員の弾劾

第400条

- (a) 大統領は、次に掲げる理由のいずれかによって、連邦選挙管理委員会の委員長又は委員を弾劾することができる。
 - (i) 大逆罪
 - (ii) この憲法のいずれかの規定に対する違反
 - (iii) 不正行為

- (iv) この憲法に規定する議員資格の欠格
- (v) 割り当てられた任務の非効率な履行
- (b) 弾劾は、連邦最高裁判所長官又は連邦最高裁判所裁判官の弾劾に関してこの憲法に定める手続に従って行われる。

第401条

- (a) 連邦選挙管理委員会の委員長又は委員は、任期中に、一定の理由による自身の意思により辞任を希望する場合、大統領に対して書面により辞職を申し出ることができる。
- (b) 連邦選挙管理委員会の委員長又は委員の職が、辞任、任期の満了、死亡又は何らかの理由により空席となった場合、大統領は、この憲法で規定する連邦大臣の任命規定に従い、新たな連邦選挙管理委員会の委員長又は委員を任命することができる。
- (c) 連邦選挙管理委員会の委員長又は委員が公務員である場合、連邦選挙管理委員会の委員長又は委員として任命された日に、現行の公務員規定に従い、退職したものとみなされる。

連邦選挙管理委員会の決議及び職務

第402条 次に掲げる事項に関する連邦選挙管理委員会の決議及び職務は、最終的で確定的なものとなる。

- (a) 選挙関連事項
- (b) 選挙審判所の決定及び命令に関する控訴及び修正
- (c) 政党に関する法律の下で生じる事項

第403条 連邦選挙管理委員会の任務、権限及び特権は、法律が定める。

第10章 政党

政党の結成

第404条 政党は、

- (a) 連邦の分裂の阻止、国民の結束の崩壊の阻止及び主権の保全という目標を定め、
- (b) 国家に忠誠を誓う。

第405条 政党は、

- (a) 真の規律ある複数政党制民主主義体制を受け入れ、実践し、
- (b) この憲法及び現行の法律を順守し、尊重し、
- (c) 法に従い、政党として結成し、登録する。

第406条 政党は、法律に従い、連邦において、次に掲げる権利を有する。

- (a) 自由な結成
- (b) 選挙への参加及び競争

政党を存続させない権利

第407条 政党が次に掲げる規定の1つに違反した場合、その政党は、継続して存続する権利を有しない。

- (a) 現行の法律に基づき非合法結社であると宣告されていること。
- (b) 連邦に対して武装反乱を行った反乱グループ、又は連邦によりテロ行為に関与したと決定された結社及び集団、若しくは非合法結社であると宣言された結社に対して、直接若しくは間接に接触又は幫助すること。
- (c) 外国政府、宗教団体、その他の結社又は外国から来た個人から、財政的、物質的及びその他の支援を、直接若しくは間接に受領又は消費すること。
- (d) 政治的目的のために宗教を乱用すること。

第408条 政党を登録する権限のある機関が、ある政党が第407条の規定の1つに違反したことを認める場合、その政党の登録は取り消される。

第409条 連邦議会は、政党に関する必要な法律を制定する。

第11章 非常事態に関する規定

第410条 管区、州、連邦領又は自己管理地域において、憲法に従った行政機能を執行できないことを大統領が認めるか又はそれぞれの地方行政機関がそのように報告する場合に、大統領は、国防治安評議会と調整した後、大統領令を公布し、非常事態を宣言することができる。

第411条 第410条に従い、非常事態の宣言に関わる事項において、大統領は、

- (a) 当該管区、州又は自己管理地域の行政権を行使する。更に、大統領は、適切な機関又は適当な者を組織し、その行政権を委任することができる、
- (b) その際に、必要であれば、各管区、州又は自己管理地域によって立法措置がとられる事項の中から行政事項に対してのみ立法権を行使する権限を有する。ただし、立法権は、いずれの機関又は誰に対しても与えられない。

第412条

- (a) 管区、州、連邦領又は自己管理地域において、国民の生命、住居及び財産を危険にさらす非常事態が発生したか、若しくは発生するに十分な理由があることを大統領が認めるか又はそれぞれの地方行政機関がそのように報告する場合に、大統領は、国防治安評議会と調整した後、大統領令を公布し、非常事態を宣言することができる。
- (b) 第(a)項の下で国防治安評議会と調整するために大統領が開催する会議にすべての評議会議員が出席できない場合、大統領は、評議会議員である国軍最高司令官、国軍副司令官、国防大臣及び内務大臣との調整の後、直ちに非常事態を宣言することができる。その宣言は、可能な限りすみやかに国防治安評議会に提出され、その承認を求め

なければならない。

第413条 第412条に従い、非常事態宣言に関して、

- (a) 地方行政機関及びその構成員並びに公務員機関及びその構成員は、非常事態が宣言されている地域において、元の状態にすみやかに回復させることを目的とし、現行の法律に従い自身の任務を効果的に実行するために、国軍の支援を得ることができ、
- (b) 必要な場合に、大統領は、軍事行政命令を宣言することができる。軍事行政命令において、地域社会の平和及び安寧並びに法及び秩序の維持に関する行政上の権限及び任務並びに司法上の権限及び任務は、国軍最高司令官に与えられる。国軍最高司令官は、自ら当該権限及び任務を行使し又はいずれかの適当な軍事当局に対して行使する権限を与えることができる。

第414条 大統領は、大統領令の公布及び非常事態の宣言において、

- (a) 当該大統領令において、非常事態宣言が施行される地域及び期限を指定し、
- (b) 必要であれば、非常事態宣言が施行されている地域に居住する市民の1つ又は複数の基本的権利を、必要により、制限又は停止することができる。

第415条 大統領は、第410条及び第411条に基づく措置及び非常事態の宣言に関する第412条及び第413条に基づく措置に関して、第212条第(b)項、第(c)項及び第(e)項に従って、その措置を実行する。

第416条 連邦議会の会議が、第415条に基づき大統領が提出した大統領令の承認のほか、同令の期限の延長をも承認した場合、同令は、延長期限の満了に至るまで効力を有するものとする。

第417条 反乱、暴力及び不正で強制的な手段による連邦の主権を奪取する行動又は企てに

より、連邦の分裂、国民の結束の崩壊若しくは主権の喪失が起きる非常事態が発生したか、又は発生するに十分な理由がある場合、大統領は、国防治安評議会と調整した後、大統領令を公布し、非常事態を宣言することができる。当該大統領令において、非常事態が施行される地域が国の全土に及び、指定の期限が公布の日から1年であることを明示するものとする。

第418条

- (a) 第417条に従う非常事態の宣言に関する事項において、大統領は、連邦内を元の状態にすみやかに回復させるための必要な措置を国軍最高司令官が実施することを可能にするために、国軍最高司令官に対して、連邦の立法権、行政権及び司法権を委任することを宣言する。すべての議会及び指導機関の立法機能は、宣言の日から停止されたものとみなされる。それらの議会の任期の満了に際して、関連する議会も同様に自動的に解散されたものとみなされる。
- (b) 憲法に含まれる規定にかかわらず、国軍最高司令官に対して主権が委任された日から、大統領及び副大統領を除き、憲法に従い関連する議会の承認により任命され任務を割り当てられた構成員、自己管理管区の指導機関又は自己管理区域の指導機関の構成員は、任務が終了したものとみなされる。

第419条 主権を委任された国軍最高司令官は、立法権、行政権及び司法権を行使する権利を有する。国軍最高司令官は、自ら又は自らを含む機関により立法権を行使することができる。行政権及び司法権は、組織された適切な機関又は適当な者に対して委任され行使されることことができる。

第420条 国軍最高司令官は、非常事態宣言が施行されている間、その地域の市民の1つ又は複数の基本的権利を、必要により、制限又

は停止することができる。

第421条 大統領は、

- (a) 第417条及び第418条に基づき非常事態を宣言した後、国軍最高司令官に対して主権を委任した事項を、開会中であれば連邦議会の常会に対して、又は常会が閉会中は招集される連邦議会の緊急集会に対して提出し、
- (b) 国軍最高司令官が割り当てられた任務を達成できていない理由を提示することによって定められた期限の延長を求める場合、国防治安評議会との調整の後、通常、1回の延長が6か月と定められた期限を2回延長することを許可される。延長に関する事項は、招集される連邦議会の緊急集会において報告されなければならない。

第422条 大統領は、国軍最高司令官が割り当てられた任務を達成したとの報告の提出を受け、国防治安評議会との調整の後、連邦議会の任期が満了していない場合は招集される連邦議会の緊急集会に報告が提出された日に、又は連邦議会の任期が満了している場合は国軍最高司令官の報告の提出が受理された日に、第418条に基づき国軍最高司令官に対して主権を委任した大統領令の廃止を宣言する。

第423条 大統領は、連邦議会の任期が満了していない場合、第422条に基づく国軍最高司令官の報告の受理をもって、すべての議会及び指導機関の立法機能の一時的停止を無効とする。憲法に規定する新たな行政機関及び司法機関は、憲法に従い、組織され、任務を割り当てられる。当該機関は、議会の残りの任期の間、任務を遂行するのみとする。

第424条 連邦議会の任期が満了している場合であっても、大統領及び副大統領、又は人民院の議長及び民族院の議長は、新たな大統領及び新たな副大統領、又は新たな人民院の議長及び新たな民族院の議長が憲法に従い選出

されるまで、その職に留まる。

第425条 国防治安評議会は、国軍最高司令官が割り当てられた任務を達成できていない理由を提示することによって定められた期限の延長を求める場合、連邦議会の任期が満了していれば、通常、1回の延長が6か月と定められた期限を2回延長することを許可される。

第426条 国防治安評議会は、第417条及び第418条に基づく非常事態の宣言によって、国軍最高司令官に対して大統領が主権を委任した事項に関して、国軍最高司令官が割り当てられた任務を達成したとの報告を受けたことにより、第418条に基づき国軍最高司令官に主権を委任した大統領令の廃止を宣言する。

第427条 国防治安評議会は、

- (a) 憲法に従い議会在組織されるまで、立法、行政及び司法の権力を行使し、
- (b) この憲法の規定に従い、新たな大統領が選出され、連邦レベルの行政機関が組織されるまで、主権を行使する権利を有する。行使に関して、立法権は、同評議会によって行使される。行政権及び司法権は、連邦レベル、管区又は州レベル、及び自己管理地域レベルにおいて、組織された適切な機関又は適当な者に対して委任され行使されることができる。

第428条 国防治安評議会は、憲法で規定された関連する資格に合致する者を構成員とする、憲法で規定されたさまざまなレベルの行政機関、自己管理管区の指導機関又は自己管理区域の指導機関、及び選挙管理委員会を組織し、任務を割り当てる。

第429条 国防治安評議会は、大統領令が第426条に基づき廃止された日から6か月以内に、憲法の規定に従い、総選挙を実施する。

第430条 第428条に基づき組織された機関は、立法機関、行政機関及び司法機関が総選挙の

実施の後に憲法に従い組織されるまで、その職務及び任務を継続して遂行する。

第431条 国防治安評議会は、大統領の名において主権を行使する。

第432条 非常事態宣言が施行されている間又は国軍最高司令官によって主権が行使されている期間若しくは国防治安評議会によって主権が行使されている期間において、大統領に代わり、治安、安定、地域社会の平和及び安寧又は法及び秩序の維持について元の状態にすみやかに回復させるために必要とされる措置をとる権限及び任務を割り当てられた行政機関若しくはその構成員、公務員機関若しくはその構成員又は軍事機関若しくはその構成員によってとられた合法的手段は、有効とする。当該合法的手段に対する法的措置をとることはできない。

第12章 憲法改正

第433条 この憲法のいずれの規定も、次に規定する方法で改正することができる。

(a) 憲法改正の提案は、法案の形で提出するものとする。

(b) 憲法改正のための法案は、他の提案を含んではならない。

第434条 憲法改正のための法案は、連邦議会に対して提出するものとする。

第435条 連邦議会の総議員の20%が憲法改正のための法案を提出した場合、当該法案は、連邦議会において審議されるものとする。

第436条

(a) この憲法の第1章の第1条から第48条、第2章の第49条から第56条、第3章の第59条及び第60条、第4章の第74条、第109条、第141条及び第161条、第5章の第200条、第201条、第248条及び第276条、第6章の第293条、第294条、第305条、第314条及

び第320条、第11章の第410条から第432条並びに第12章の第436条の規定を改正する必要がある場合、事前に連邦議会の総議員の75%を超える賛成を経て、全国的な国民投票において選挙権を有する者の過半数の賛成を得た場合のみ改正することができるものとする。

(b) 第(a)項で掲げられた以外の規定は、連邦議会の総議員の75%を超える賛成によってのみ改正されることができるものとする。

第13章 国旗、国章、国歌及び首都

第437条

(a) 国旗は、次に示されるものとする。

(訳注：図柄は省略)

(b) 国旗に関する法律が公布される。

第438条

(a) 国章は、次に示されるものとする。

(訳注：図柄は省略)

(b) 国章に関する法律が公布されるものとする。

第439条

(a) 現行の国歌は、国歌として規定されるものとする。

(b) 国歌に関する法律が公布されるものとする。

第440条 ミャンマー連邦共和国の首都は、ネーपीドーとする。

第14章 移行規定

第441条 この憲法の採択のために実施された全国的な国民投票において、有権者の過半数が投票し投票の過半数によって採択されたこの憲法は、連邦議会の第1回会議が招集される日から連邦の全域で施行される。

第442条 国家平和発展評議会は、この憲法が施行されるまで、国家の主権を継続して行使する。

第443条 憲法が施行される前に、憲法を施行するために国家平和発展評議会によって行われた準備作業は、この憲法に従い執行されたものとみなされる。

第444条

(a) この憲法が施行される日に存在する政府は、この憲法に従い組織され任務を割り当てられた新たな政府が発足するまで、継続してそれぞれの職務を遂行するものとする。

(b) この憲法が施行される日に存在するすべての裁判所は、この憲法に従う法律によって新たな裁判所が設置されるまで、その裁判権を継続して行使する。当該裁判所において審理中の民事、刑事及び税務のすべての裁判は、裁判が提起された日に施行されていた法律に従い処理される。

第445条 国家法秩序回復評議会及び国家平和発展評議会のすべての政策指針、法律、規則、規定、通知及び宣言、又は国家法秩序回復評議会及び国家平和発展評議会の活動、権利及び責任は、ミャンマー連邦共和国に委譲される。それぞれの任務の履行においてなされた行動についても、上記の評議会若しくはその構成員、又は政府の構成員に対する訴訟は提起することはできない。

第446条 現行の法律は、連邦議会によって廃止若しくは改正されるまで、又はその両方もなされない場合は、憲法に違反しない限り、継続して施行される。

第447条 現行の規則、規定、内規、通知、命令及び手続は、連邦政府によって廃止されるか、若しくは改正されるまで、又はその両方もなされない場合は、この憲法に違反しない限り、継続して施行される。

第448条 この憲法が施行される日に、国家平和発展評議会の下に国軍を含む部門組織において職務中のすべての公務員は、ミャンマー連邦共和国政府による別の定めがある場合を除き、引き続きその職務に留まる。

第15章 一般規定

第449条 この憲法は、連邦のすべての法律の基本法となる。

第450条 ミャンマー語を公用語とする。

第451条 立法及び行政に関する連邦の基本原則の適用は、連邦において考慮されるが、いかなる裁判所においても法的強制力は有しないものとする。

第452条 この憲法の前文、条、項、表現、語及び意味の解釈は、ミャンマー語のテキストのみに基づくものとする。

第453条 この憲法に含まれる語句の解釈については、現行の解釈法が照会されるものとする。

第454条 この憲法のミャンマー語のテキストは、国立公文書館において、記録として保管されるものとする。当該テキストは、この憲法の規定の確証となる。

第455条 連邦政府は、連邦の利益のために、連邦政府によってのみ実行されるものとして規定された経済活動に関して、

(a) 管区政府又は州政府に対して、連邦政府との共同事業の組織又は契約及び条件の下での活動を許可し、

(b) 共同事業体、経済事業体及び個人に対して、連邦政府との共同事業の組織又は契約及び条件の下での活動を許可する。

第456条 ミャンマー連邦共和国は、他の国の政府がミャンマー連邦に対する相互的な義務を尊重することを条件に、この憲法が施行される前にミャンマー連邦政府とその国の政府

との間で有効な条約又は協定から生じるすべての法的な義務を尊重するものとする。

第457条

- (a) この憲法が施行される前に、ミャンマー連邦政府に対して提起された契約又は負債に関する訴訟は、ミャンマー連邦政府に引き継がれることができる。
- (b) ミャンマー連邦共和国は、ミャンマー連邦共和国の名において訴訟を提起し、訴訟を提起されることができる。

別表1

連邦の立法リスト

(第96条を参照)

1 連邦の防衛及び治安部門

- (a) ミャンマー連邦共和国及びそのすべての部門における防衛並びにその防衛の準備
- (b) 防衛及び治安産業
- (c) 生物兵器及び化学兵器を含む兵器、銃弾及び爆薬
- (d) 原子力エネルギー、核燃料及び放射能、並びにそれらの製造に必要な鉱物資源
- (e) 戦争の宣言及び和平の締結
- (f) 連邦の安定、平和及び平穩、並びに法及び秩序の維持
- (g) 警察部隊

2 外交部門

- (a) 外交、領事及びその他の事項の代表者
- (b) 国連
- (c) 国際的、地域的及び二国間の会談、セミナー、会議、団体及びその他の機関への参加、並びにそれらの決議の履行
- (d) 国際的及び地域的な条約、協定、協約並びに二国間の協定及び条約の締結及び履行
- (e) 旅券及び身分証明書の認証

- (f) 査証、ミャンマー連邦共和国への入国、滞在、出国、移民及び国外退去
- (g) 身柄引渡及び身柄引渡要求

3 財政及び計画部門

- (a) 連邦予算
- (b) 連邦基金
- (c) 通貨及び貨幣
- (d) ミャンマー中央銀行及び金融機関
- (e) 外国為替管理
- (f) 資本及び金融市場
- (g) 保険
- (h) 所得税
- (i) 商業税
- (j) 印紙税
- (k) 関税
- (l) 連邦宝くじ
- (m) 税不服
- (n) 連邦のサービス
- (o) 連邦の財産の売却、賃貸及びその他の処分方法
- (p) 連邦基金からの貸付の支払い
- (q) 連邦基金の投資
- (r) 内国債及び外国債
- (s) 連邦のための財産の取得
- (t) 外国援助及び財政支援

4 経済部門

- (a) 経済
- (b) 商業
- (c) 共同事業
- (d) 法人、委員会、企業、会社及び共同経営
- (e) 輸入、輸出及びそれらに関する品質管理
- (f) ホテル及び簡易宿泊所
- (g) 観光

5 農業及び畜産業部門

- (a) 土地管理

- (b) 空き地、休閒地及び未開墾地の開拓
 - (c) 入植及び土地記録
 - (d) 土地調査
 - (e) 連邦が管理するダム、堤防及び灌漑
 - (f) 気象、水文及び地震調査
 - (g) 文書登録
 - (h) 農業の機械化
 - (i) 農業調査
 - (j) 化学肥料及び殺虫剤の製造
 - (k) 海洋漁業
 - (l) 畜産増殖、疾病の予防及び治療並びに研究活動
- 6 エネルギー、電力、鉱業及び林業部門**
- (a) 石油、天然ガス並びに危険な引火性があると連邦法が定めるその他の液体及び物質
 - (b) 連邦の電力の生産及び配電
 - (c) 鉱物、鉱業、鉱業労働者の安全、並びに環境の保全及び復元
 - (d) 宝石
 - (e) 真珠
 - (f) 森林
 - (g) 野生動物、天然植物及び自然地域を含む環境の保護及び保全
- 7 工業部門**
- (a) 連邦レベルによって行われる工業
 - (b) 工業地帯
 - (c) 工業製品に関する基本的な標準化及び規格
 - (d) 科学技術及びそれに関する調査
 - (e) 重量及び寸法の標準化
 - (f) 著作権、特許権、商標権及び工業デザイン等の知的所有権
- 8 運輸、コミュニケーション及び建設部門**
- (a) 内水輸送
 - (b) 水路の整備
 - (c) 水資源の開発並びに河川及び水路
 - (d) 海上輸送
 - (e) 主要港
 - (f) 灯台、灯台船及び照明計画
 - (g) 造船、修理及び整備
 - (h) 航空輸送
 - (i) 航空航法、管制及び飛行場建設
 - (j) 陸上交通
 - (k) 鉄道
 - (l) 連邦が管理する主要な高速道路及び橋
 - (m) 郵便、電信、電話、ファックス、eメール、インターネット、イントラネット及び同様のコミュニケーション手段
 - (n) テレビ、衛星通信、送信及び受信並びに同様なコミュニケーション手段、並びに住宅及び建物
- 9 社会部門**
- (a) 教育上のカリキュラム、シラバス、教授法、調査、計画、事業及び基準
 - (b) 大学、学位授与大学、研究機関及びその他の高等教育機関
 - (c) 連邦が規定する試験
 - (d) 私立学校及び訓練
 - (e) 国民のスポーツ
 - (f) 国民の健康
 - (g) 伝統薬学及び伝統医学の発展
 - (h) 慈善の病院及び診療所並びに民営の病院及び診療所
 - (i) 母子の福祉
 - (j) 赤十字社
 - (k) 食料品、薬物、薬剤及び化粧品粗悪品の防止、製造及び販売
 - (l) 児童、青年、女性、障害者、高齢者及びホームレスの福祉
 - (m) 救済及びリハビリテーション
 - (n) 消防隊

- (o) 勤務時間、休憩時間、休日及び職場の安全
- (p) 貿易摩擦
- (q) 社会保障
- (r) 労働機関
- (s) 次に掲げる連邦による管理
 - (i) 古代文化又は史跡、建造物、記念碑、記録、石碑文、粘土板墨碑文、貝多羅葉本、手書き文字、手工芸、無生物及び考古学的作品
 - (ii) 博物館及び図書館
- (t) 文学、演劇芸術、音楽、伝統芸術及び技術、映画用フィルム及びビデオ
- (u) 出生及び死亡の登録

10 行政管理部門

- (a) 一般の行政管理
- (b) 町及び村の土地の管理
- (c) 借地人
- (d) 麻薬及び向精神剤
- (e) 連邦機密
- (f) 結社
- (g) 刑務所
- (h) 国境地域の開発
- (i) 人口調査
- (j) 市民権、帰化、市民権の停止及び取消し、並びに市民権の調査及び登録
- (k) 称号及び勲章

11 司法部門

- (a) 司法
- (b) 法曹
- (c) 刑法及び手続
- (d) 契約、仲裁、起訴可能な不法行為、破産、委託及び受託、管財人及び受領者、家族法、後見人及び被後見人、並びに財産の譲渡及び遺産を含む民法及び手続
- (e) 証拠法

- (f) 出訴期限
- (g) 控訴評価
- (h) 特定の救済命令
- (i) 外国裁判権
- (j) 海事裁判権
- (k) 海賊行為、公海上又は大気圏外において行われた犯罪、並びに陸上又は公海上若しくは大気圏外における国際法に対する違反行為

別表2

管区又は州の立法リスト

(第188条を参照)

1 財政及び計画部門

- (a) 管区又は州の予算
- (b) 管区又は州の基金
- (c) 土地歳入
- (d) 物品税（麻薬及び向精神剤を含まない）
- (e) 建物及び土地、水、街路照明並びに車両等の地方税
- (f) 管区又は州のサービス
- (g) 管区又は州の財産の販売、賃貸及びその他の執行手段
- (h) 管区又は州の基金から国内への貸付の支払
- (i) 管区又は州から国内への投資
- (j) 貸付計画
- (k) 少額貸付事業

2 経済部門

- (a) 連邦が制定した法律に従って管区又は州が扱う経済事項
- (b) 連邦が制定した法律に従って管区又は州が扱う商業事項
- (c) 連邦が制定した法律に従って管区又は州が扱う共同事業事項

3 農業及び畜産業部門

- (a) 農業
- (b) 植物及び作物の害虫並びに病害に対する保護及び管理
- (c) 化学肥料の系統的な使用並びに天然肥料の系統的な生産及び使用
- (d) 農業貸付及び貯蓄
- (e) 管区又は州が管理する権利を有するダム、堤防、湖水、用水路及び灌漑業務
- (f) 淡水漁業
- (g) 連邦が制定した法律に従った家畜飼育及び系統的な遊牧

4 エネルギー、電力、鉱業及び林業部門

- (a) 連邦が管理する権利を有する大規模な電力の発電及び配電を除き、国の送電網のいずれにも接続していない、管区又は州が管理する権利を有する中規模及び小規模な電力の発電及び配電
- (b) 塩及び塩の生産
- (c) 管区又は州内の宝石のカット及び研磨
- (d) 村における薪用木の植林
- (e) レクリエーション・センター、動物園及び植物園

5 工業部門

- (a) 連邦によって扱われる部門以外の工業
- (b) 家内工業

6 運輸、コミュニケーション及び建設部門

- (a) 管区又は州が管理する権利を有する港、突堤及び浮浅橋
- (b) 管区又は州が管理する権利を有する道路及び橋
- (c) 管区又は州内の自家用車の系統的な走行

7 社会部門

- (a) 連邦が定める伝統医療政策に反しない伝統薬学に関する事項
- (b) 管区又は州内の社会保障業務
- (c) 火災及び自然災害に対する予防及び予防手段
- (d) 船内荷役
- (e) 次に掲げる管区又は州が管理する権利を有する部門
 - (i) 文化遺産の保全
 - (ii) 博物館及び図書館
- (f) 劇場、映画館及びビデオ上映所
- (g) 写真、絵画及び彫刻等の展示

8 行政管理部門

- (a) 開発に関する事項
- (b) 町及び住宅開発
- (c) 名誉の証明及び授与

別表3

自己管理管区又は自己管理区域の指導機関の立法リスト

(第196条を参照)

- 1 都市及び農村計画
- 2 道路及び橋の建設及び管理
- 3 公衆衛生
- 4 開発問題
- 5 火災危険の予防
- 6 牧草地の管理
- 7 森林の保護及び保全
- 8 連邦が公布する法律に従った自然環境の保全
- 9 町及び村における水及び電気問題
- 10 町及び村の市場問題

別表4

宣誓及び証言の形式

(第125条を参照)

私、(訳注：名前)は、人民院/民族院/管区議会/州議会に選出された議員として、連邦の憲法を支持し遵守することを厳粛かつ誠実に約束する。私は、ミャンマー連邦共和国及び市民に対して忠誠を誓い、いかなるときも連邦の分裂の阻止、国民の結束の崩壊の阻止及び主権の保全を尊重する。加えて、私は、私の最上の能力をもって真摯に職責を遂行する。

別表5

管区又は州によって徴収される税

(第254条を参照)

- 1 土地収入
- 2 物品税収入
- 3 管区又は州が管理するダム及び貯水池に基づく水税及護岸税並びに管区又は州が管理する施設で発電した電力の使用に関する税
- 4 管区又は州が管理する道路及び橋の利用による通行料金
- 5 (a) 淡水漁業からの使用料
(b) 領海の許可区域内の海洋漁業からの使用料
- 6 管区又は州において、法律に従い、道路輸送の車両及び内国の水路輸送の船舶に対して徴収する税
- 7 管区又は州の所有する財産から生じる収入、賃貸料及びその他の収益
- 8 管区又は州のサービス事業に対して徴収する料金、税及びその他の収入
- 9 管区高等裁判所又は州高等裁判所を含む管区又は州にある裁判所が科す罰金、並びにサービス提供から得られる税及びその他の収入
- 10 管区又は州が支払う利子

- 11 管区又は州の投資から還元される利益
- 12 管区又は州の森林から、次に掲げる品目の採取に対して徴収する税
 - (a) チーク材及びその他の制限された硬質材を除くその他すべての材木に対して徴収する税
 - (b) 薪、木炭、籐、竹、鳥の巣、カモジグサ、タナカ(thanetkha)、テレピン、沈香材及び蜂蜜原料製品に対して徴収する税
- 13 登録料
- 14 乗車税
- 15 塩税
- 16 連邦基金会計から受け取る歳入
- 17 関係する管区又は州の開発事業機関からの分担金
- 18 所有者不明の現金及び財産
- 19 埋蔵物

訳注

- (1) 第15章「一般規定」の「別表1(連邦の立法リスト)」を参照。
- (2) 第15章「一般規定」の「別表4(宣誓及び証言の形式)」を参照。
- (3) これまでは、連邦の構成として、州(State)及び管区(Division)が設置されていたが、この憲法で、管区が管区(Region)に改称された。この翻訳では、同じく「管区」という日本語表記とした。
- (4) 第15章「一般規定」の「別表2(管区又は州の立法リスト)」を参照。
- (5) 第15章「一般規定」の「別表3(自己管理管区又は自己管理区域の指導機関の立法リスト)」を参照。
- (6) 第15章「一般規定」の「別表5(管区又は州によって徴収される税)」を参照。

(えんどう さとし・前海外立法情報課非常勤調査員)

(本稿は筆者が在職中に執筆したものである。)